

令和7年度 第1回（第54回）魚沼市地域公共交通協議会

次 第

日 時：令和7年6月26日（木） 10：00

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 301会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 題

（報告事項）

- (1) のるーと魚沼の実証運行実績について資料1
- (2) 令和6年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について資料2
- (3) 令和6年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について資料3
- (4) 地域公共交通計画の策定（令和6年度調査事業報告）について . . .資料4

（協議事項）

- (1) 令和6年度協議会事業報告及び決算について資料5
- (2) 地域公共交通計画「別紙」（フィーダー系統）（案）について資料6
- (3) 地域公共交通計画「別紙」（地域間幹線系統）（案）について資料7
- (4) 地域公共交通計画の策定について資料8

4 その他

5 閉 会

令和7年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

令和7年6月20日現在

No.	区分	所属等		氏名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田 幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社長岡統括センター	浦佐駅長	中島 宏明	兼湯沢駅長
3		南越後観光バス株式会社	乗合営業部 部長代理	武藤 文昭	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島 由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	佐藤 貴宗	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井 宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所計画課	課長	小出 央人	(新任)
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画調整担当	計画専門員 (総括)	坂井 浩	
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星 和久	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	村上 知光
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	根小屋連合自治会	会長	上村 勤	監査員
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平 祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	星 良浩	(新任)
14		広神連合自治会	会長	山之内 隆	
15		守門地区区長会	会長	榎本 珠喜	(新任)
16		入広瀬地域区長会	会長	浅井 重吉	
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰 和弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	新倉 孝礼	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支 局	首席運輸企画 専門官	嶋 毅彦	(新任)
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グルー プ	地域振興 専門員	柳田 正和	
21		新潟県立小出高等学校	校長	高松 利治	(新任)
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐藤 彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口 正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会 新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢島 良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂野 孝	
事務局		魚沼市 市民福祉部 生活環境課			

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

(3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 8 条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第 10 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。

3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

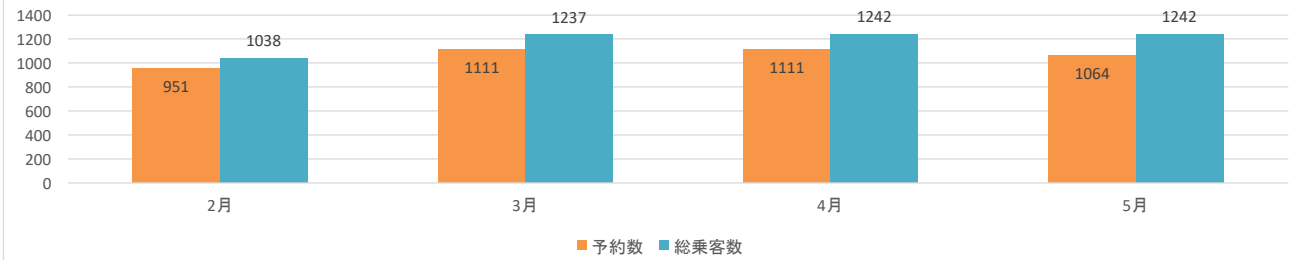
区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティ協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画専門員 魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 副会長
	魚沼市自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

利用実績

	2月	3月	4月	5月		2月	3月	4月	5月
運行日数	18日	20日	21日	20日	1時間(運行時間中)の平均乗客数	2.6人	3.0人	2.8人	2.8人
会員登録者数(12/25~2/21)	588人	770人	838人	892人	平均乗車時間	11.1分	8.2分	7.9分	7.7分
実利用者数	229人	250人	219人	214人	平均移動距離	3.7km	3.1km	3.2km	3.0km
電話での予約率	72%	77%	78%	74%	1予約当たりの平均乗客数	1.1人	1.1人	1.1人	1.2人
アプリ等での予約率	28%	23%	22%	26%	総予約数	951件	1,111件	1,111件	1,064件
キャンセル率(乗車場所に不在)	17%	10%	8%	8%	総乗客数	1,038人	1,237人	1,242人	1,242人

※テストデータ等を含む

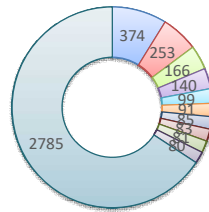
予約数及び総乗客数の推移



指定乗車場所予約数累計(TOP10)

原信小出東店(指定停留所)	374
小出病院(指定停留所)	253
サカキヤ前(指定停留所)	166
小出駅(指定停留所)	140
自動車学校前バス停(小出駅前方面ゆき)	99
ウオロク魚沼店(指定停留所)	91
小出病院前バス停(小出駅前方面ゆき)	85
ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)	83
やまなみ(玄関前)	81
清流苑(玄関前)	80

指定乗車場所予約数累計

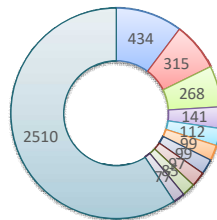


- 原信小出東店(指定停留所)
- 小出病院(指定停留所)
- サカキヤ前(指定停留所)
- 小出駅(指定停留所)
- 自動車学校前バス停(小出駅前方面ゆき)
- ウオロク魚沼店(指定停留所)
- 小出病院前バス停(小出駅前方面ゆき)
- ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)
- やまなみ(玄関前)
- 清流苑(玄関前)
- その他

指定降車場所予約数累計(TOP10)

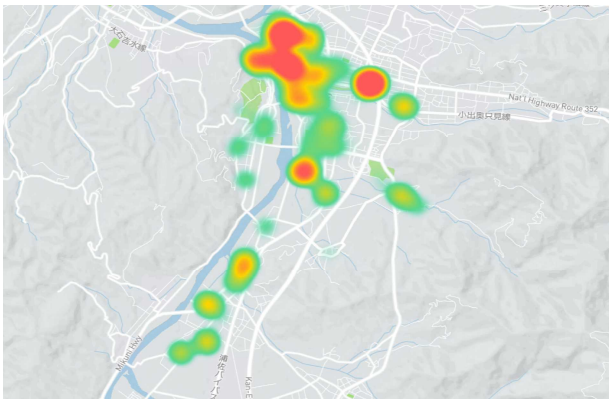
原信小出東店(指定停留所)	434
小出病院(指定停留所)	315
小出駅(指定停留所)	268
ウオロク魚沼店(指定停留所)	141
魚沼市役所(指定停留所)	112
北部公民館(階段上り口)	99
やまなみ(玄関前)	99
サカキヤ前(指定停留所)	97
ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)	85
清流苑(玄関前)	77
やいろの里	

指定降車場所予約数累計

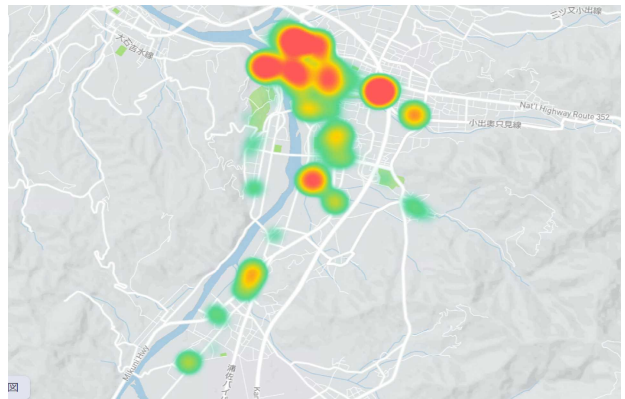


- 原信小出東店(指定停留所)
- 小出病院(指定停留所)
- 小出駅(指定停留所)
- ウオロク魚沼店(指定停留所)
- 魚沼市役所(指定停留所)
- 北部公民館(階段上り口)
- やまなみ(玄関前)
- サカキヤ前(指定停留所)
- ピアレマート小出店(宝くじ売り場前)
- 清流苑(玄関前)
- その他

<乗車場所ヒートマップ>



<降車場所ヒートマップ>



魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス



令和7年6月26日
第54回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費	17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 令和6年4月から令和7年3月

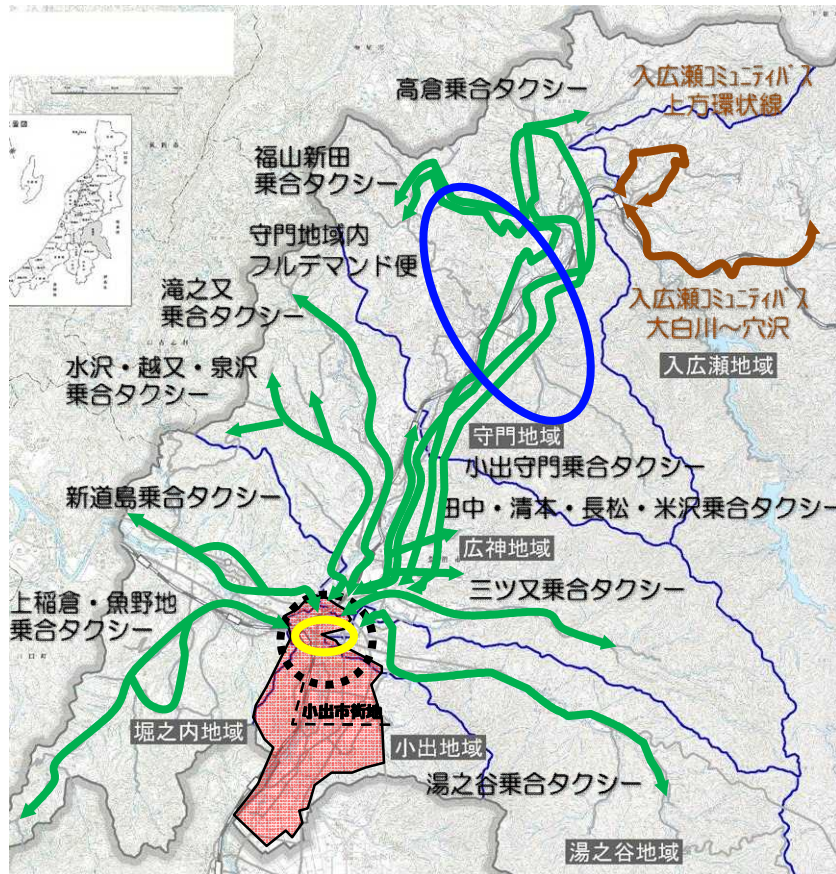
運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー のるーと魚沼
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー のるーと魚沼
	観光タクシー株式会社	福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー 小出守門乗合タクシー 守門地域内フルデマンド便
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他 乗合タクシー等の運行内容】 令和6年4月から令和7年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	観光タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅 客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】 ◆地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)



- 小出市街地の乗り入れ路線 ↔
 地域内のみ運行路線 ↔
 小出まちなか循環線 ↔
 小出地域乗合タクシーエリア

小出地域

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・湯之谷・広神地域(小出周辺地域)

- ・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- ・広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

守門地域

- ・JR越後須原駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 200円、400円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地(順回り、逆回り)

- ・30分に1本運行
- ・運賃は100円/回
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆入広瀬コミュニティバス

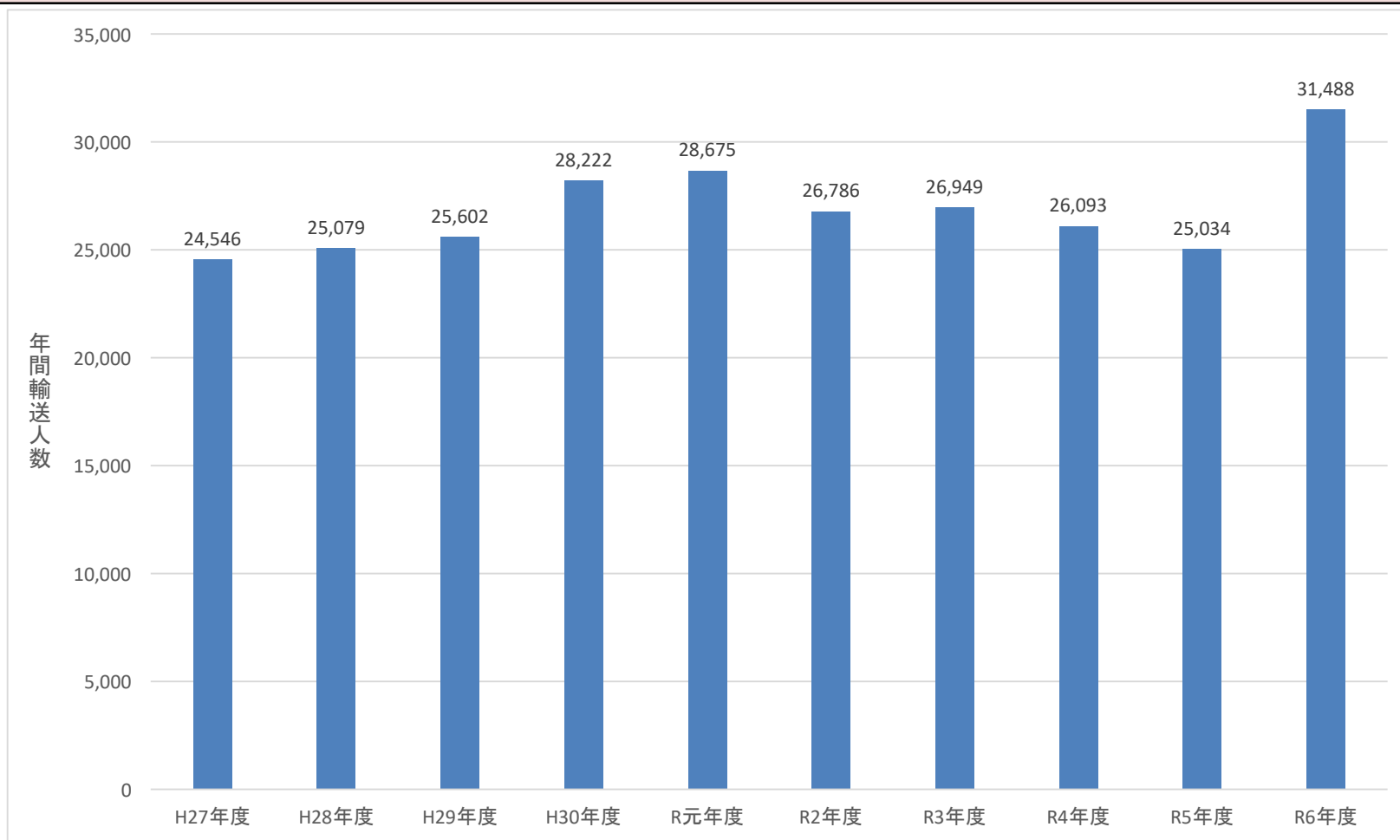
入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会…別紙

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

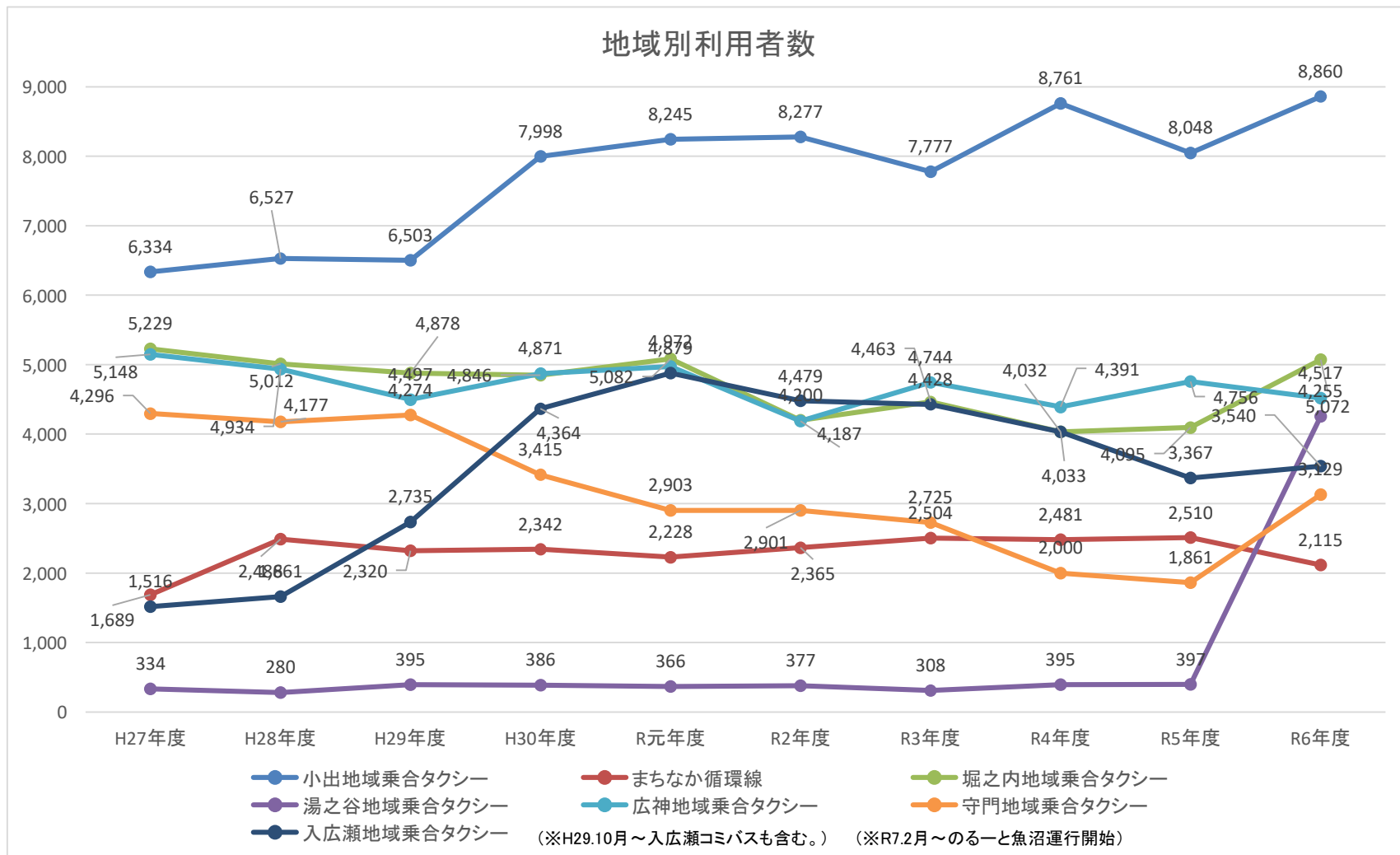
地域や路線により利用者数の増減があるものの、全体として前年度比6,454人の増加(25.8%)となり、湯之谷地域、守門地域の路線の再編による影響が大きい。



※ 各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
 ※ 入広瀬コミュニティバス運行(H29.10.1から)

(2)地域別乗合タクシー推移

- ・運行便数が多く、利便性の高い小出地域乗合タクシーの利用者数が最多である。令和7年2月から小出地域でAIオンデマンド交通のるーと魚沼の運行を開始し、小出まちなか循環線を廃止したため、利用者数は変化している。
- ・湯之谷地域、守門地域の路線の再編を行い、便数の増加や運行区域の変更により利用者数は大幅に増加した。
- ・広神地域の利用者数は減少したが、堀之内地域は前年度比977人の増加(19.3%)となった。



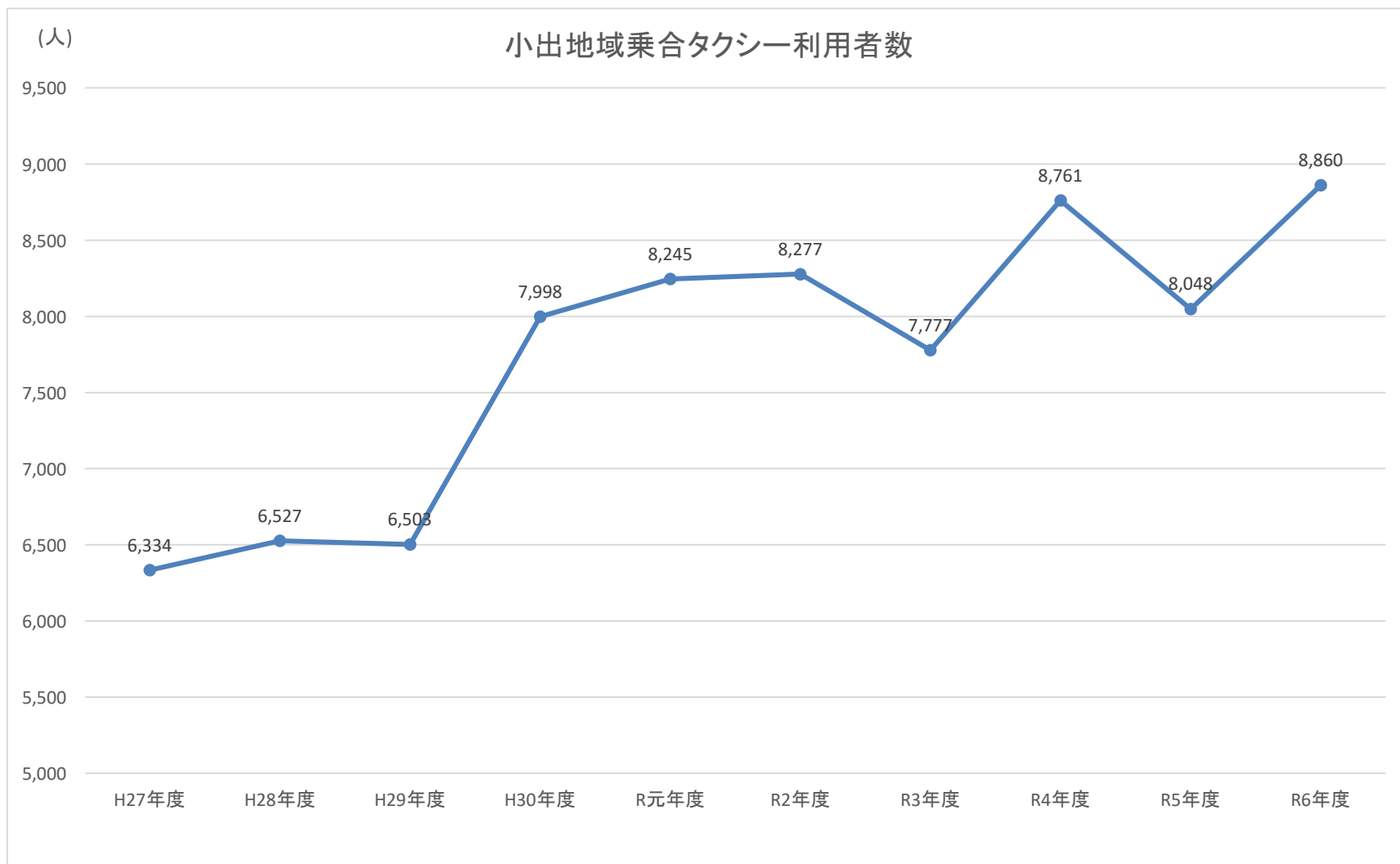
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1) 運行系統別利用者数実績

	運行系統	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
小出地域 (R7.2月から のーと魚沼)	小出	6,334	6,527	6,503	7,998	8,245	8,277	7,777	8,761	8,048	8,860	110.1%
	まちなか 循環線	1,689	2,488	2,320	2,342	2,228	2,365	2,504	2,481	2,510	2,115	84.3%
堀之内地域	上稲倉・ 魚野地	3,966	3,724	3,564	3,760	4,068	3,174	3,392	3,062	3,181	4,068	127.9%
	新道島	1,263	1,288	1,314	1,086	1,014	1,026	1,071	970	914	1,004	109.8%
湯之谷地域	湯之谷	334	280	395	386	366	377	308	395	397	4,255	1071.8%
広神地域	滝之又～ 小出	1,030	1,042	1,031	1,082	1,439	1,138	1,223	1,172	1,259	1,333	105.9%
	水沢～小出	733	782	804	879	948	919	940	843	994	928	93.4%
	田中～小出	320	324	452	453	447	467	569	745	819	784	95.7%
	三ツ又～ 小出	827	878	877	891	835	656	695	663	827	673	81.4%
	広神定期便	2,238	1,908	1,333	1,566	1,303	1,007	1,317	968	857	799	93.2%
守門地域 (R6.4月から 運行系統の変更)	高倉～小出										968	168.1%
	福山～小出										337	
	小出～守門	4,296	4,177	4,274	3,415	2,903	2,901	2,725	2,000	1,861	1,025	
	守門地域内 フルデマンド										799	
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,252	1,295	1,381	2,235	2,696	2,145	2,199	1,900	1,458	1,498	102.7%
	穴沢～ 大白川	264	366	574	1,059	1,180	1,169	977	859	1,134	1,039	91.6%
	大栃山・ 穴沢			780	1,070	1,003	1,165	1,252	1,274	775	1,003	129.4%
	計	24,546	25,079	25,602	28,222	28,675	26,786	26,949	26,093	25,034	31,488	125.8%

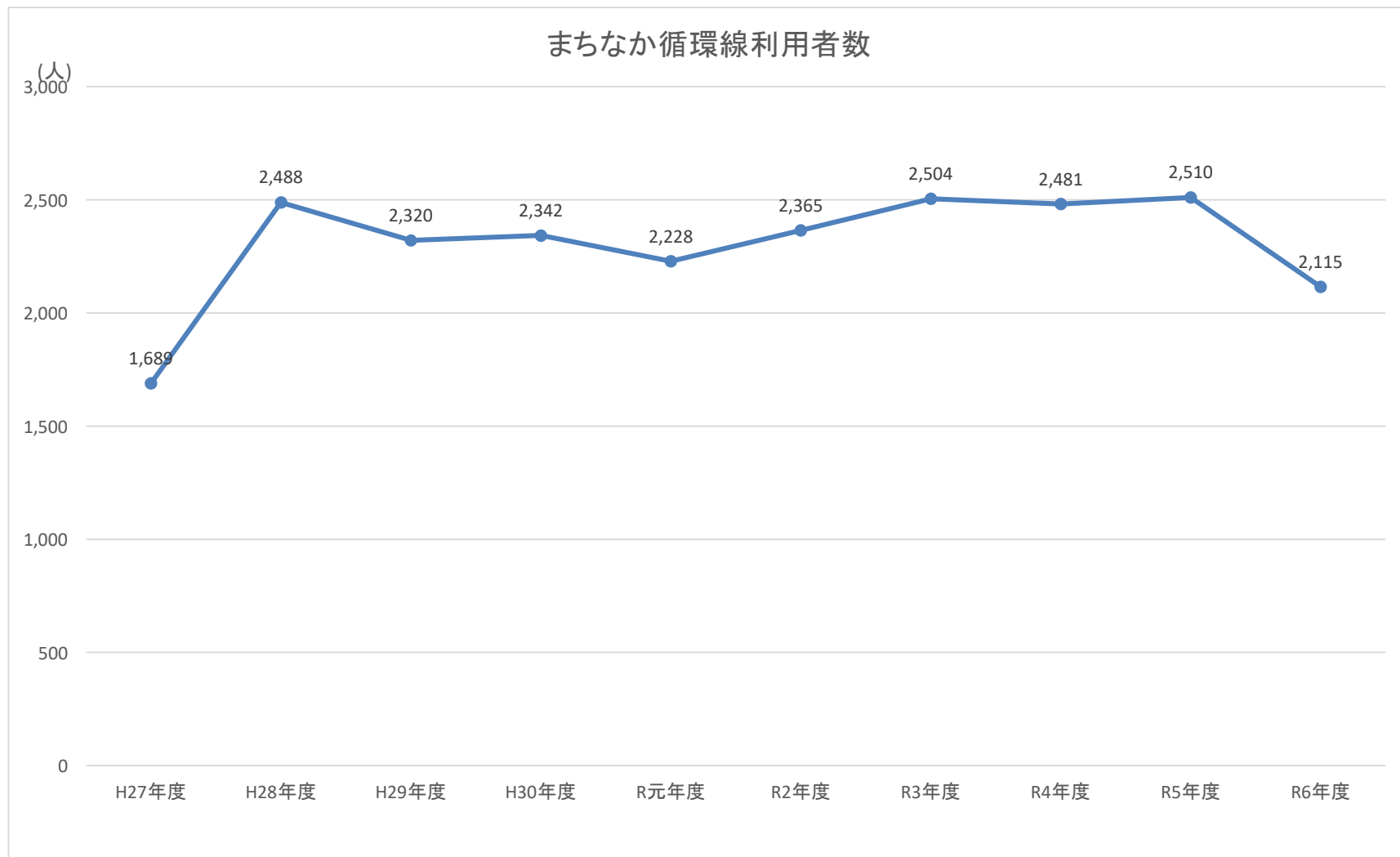
(2)小出地域乗合タクシー

令和7年2月から小出地域でAIオンデマンド交通のるーと魚沼の運行を開始した。まちなか循環線が令和7年1月末で廃止となったため、運行区域が重複している小出地域乗合タクシーを利用する方が増えたと考えられる。また、LINE,アプリで予約ができるようになったことや自宅で乗降できるようになったことにより、新規の利用者が増えたものと考えられる。



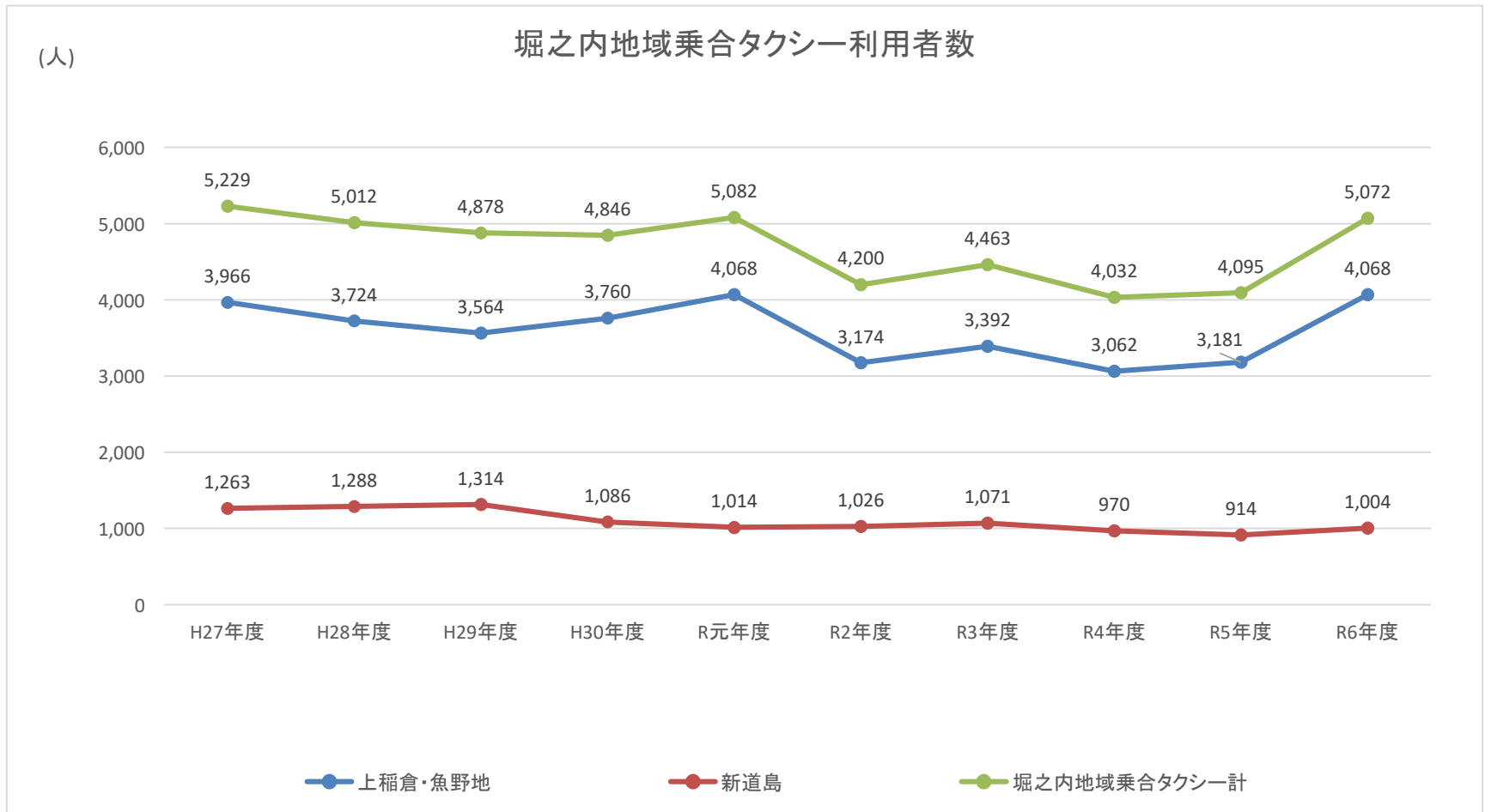
(3)小出まちなか循環線

平成28年度から利用者数はほぼ横ばいで推移しているが、通院利用者の定期乗車や車両装備の充実化、外見から車両認知度の向上を図るなどして、増加傾向にあったが、令和7年1月末での廃止により前年度比395人の減少(▲15.7%)となった。



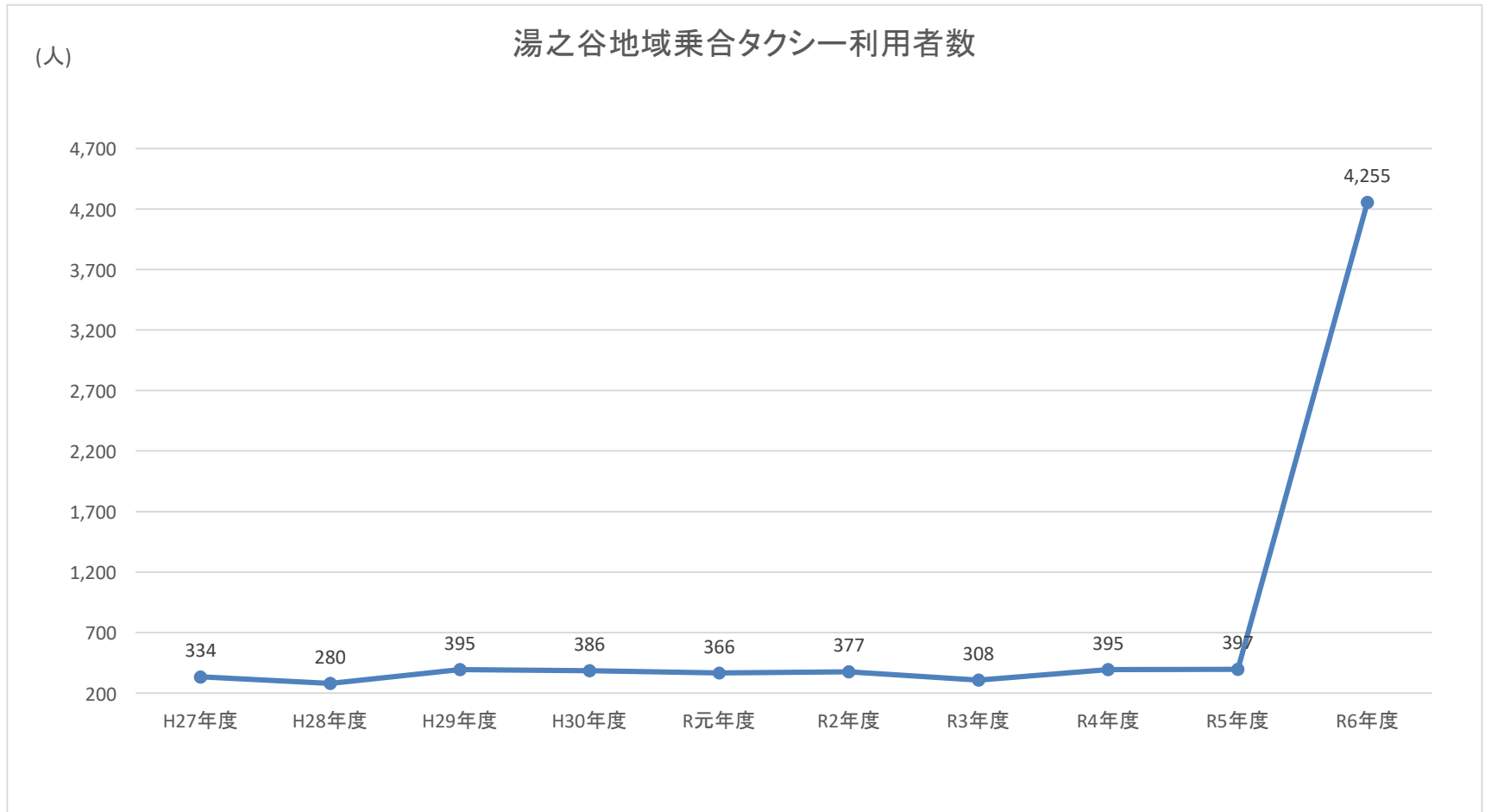
(4) 堀之内地域乗合タクシー

- ・上稲倉・魚野地乗合タクシーは、今年度は前年度比887人の増加(27.9%)となった。口コミや広報により乗合タクシー認知され、新規利用者が増えたことにより増加したと思われる。
- ・新道島乗合タクシーについては、近年ほぼ横ばいで推移していたが、前年度比90人の増加(9.8%)となった。



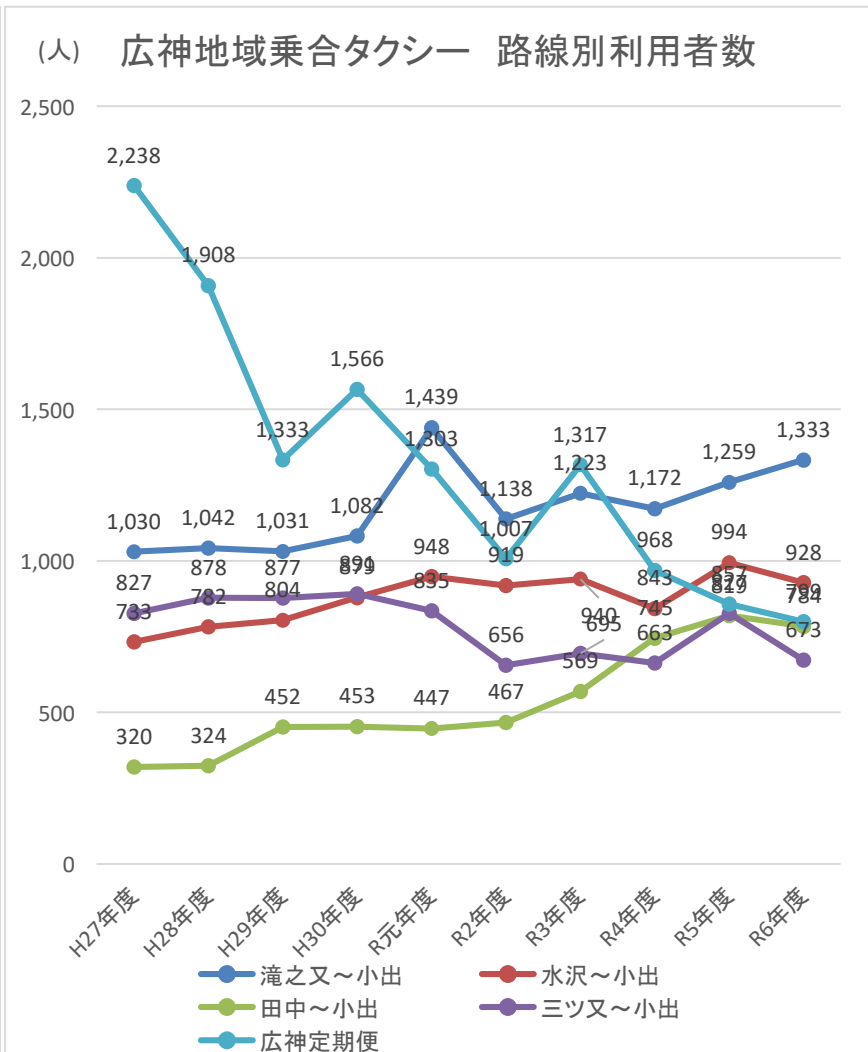
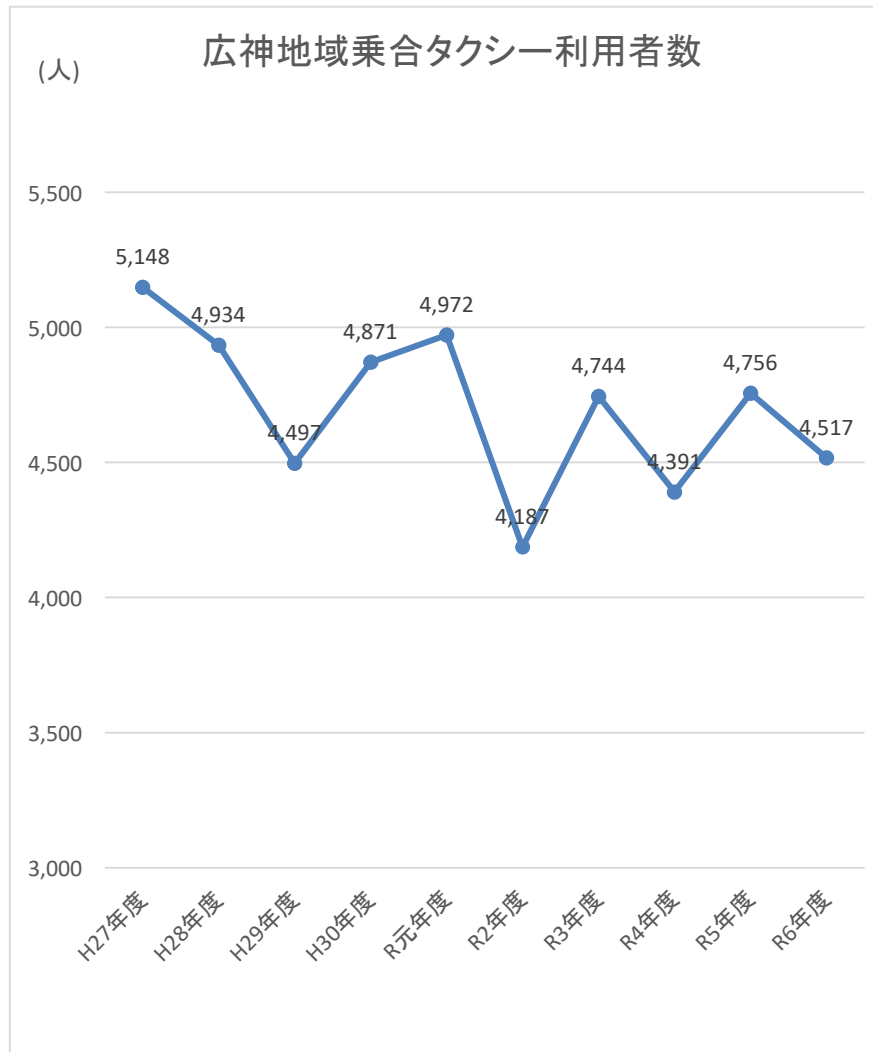
(5) 湯之谷地域乗合タクシー

令和6年度から運行便数を増やし、運行区域を拡大したところ、観光客の利用もあり利用者数は前年度比3,858人(971.8%)の増加となった。



(6) 広神地域乗合タクシー

前年度は利用者が増加したが、今年度は利用者数が減少し、地域全体で前年度比239人の減少(▲5.3%)に転じた。高齢化により利用者が減少したと思われる。

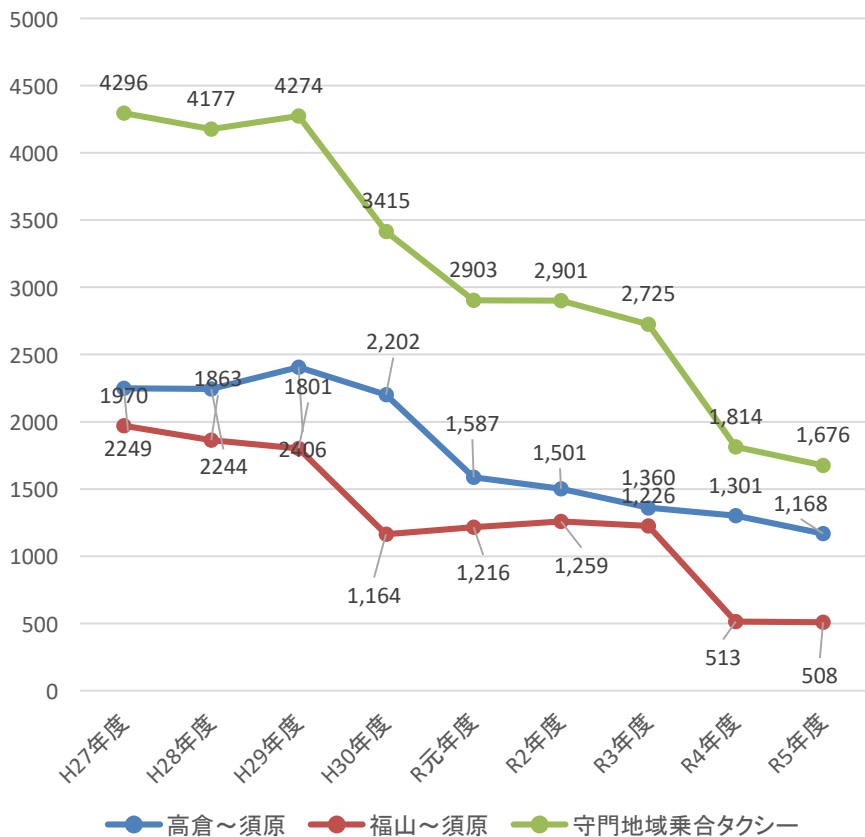


(7) 守門地域乗合タクシー

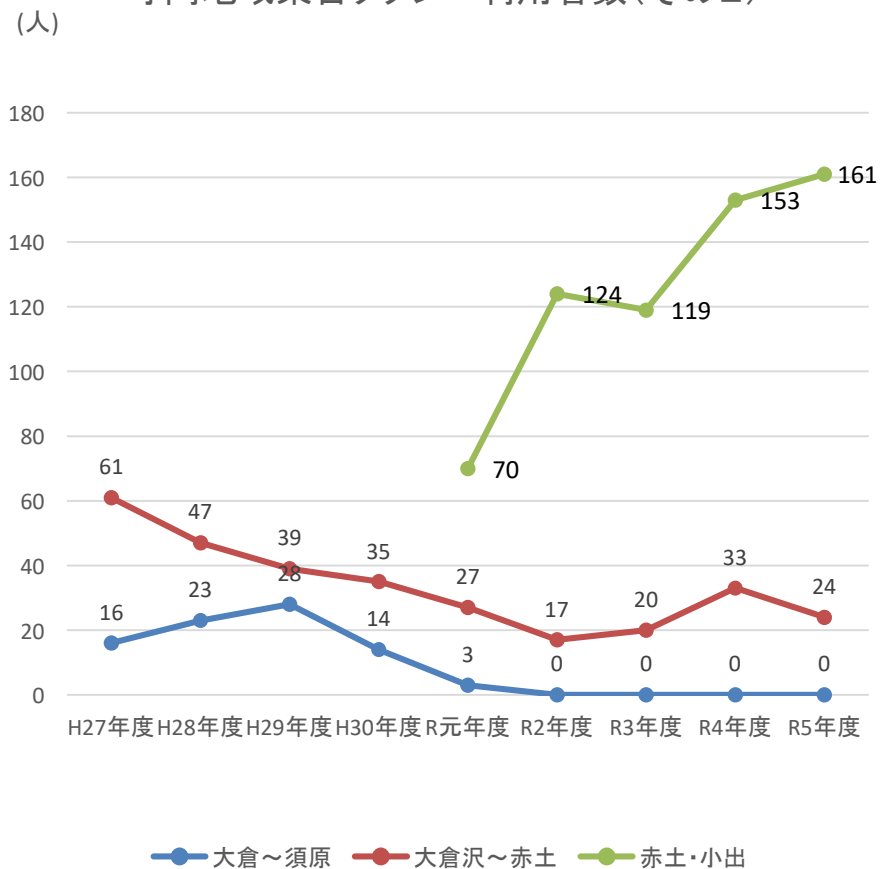
令和6年度から路線全体の再編を行い、単純な比較はできないが、守門地域乗合タクシー全体で前年度比1,268人の増加(40.5%)となった。小出市街地まで運行するようになったこと、守門地域内を運行するフルデマンド便の開始により、通院や買い物に利用する方が増加した。

・高倉～小出 968人 ・福山～小出 337人 ・小出～守門 1,025人 ・守門地域内フルデマンド便 799人

(人) 守門地域乗合タクシー利用者数



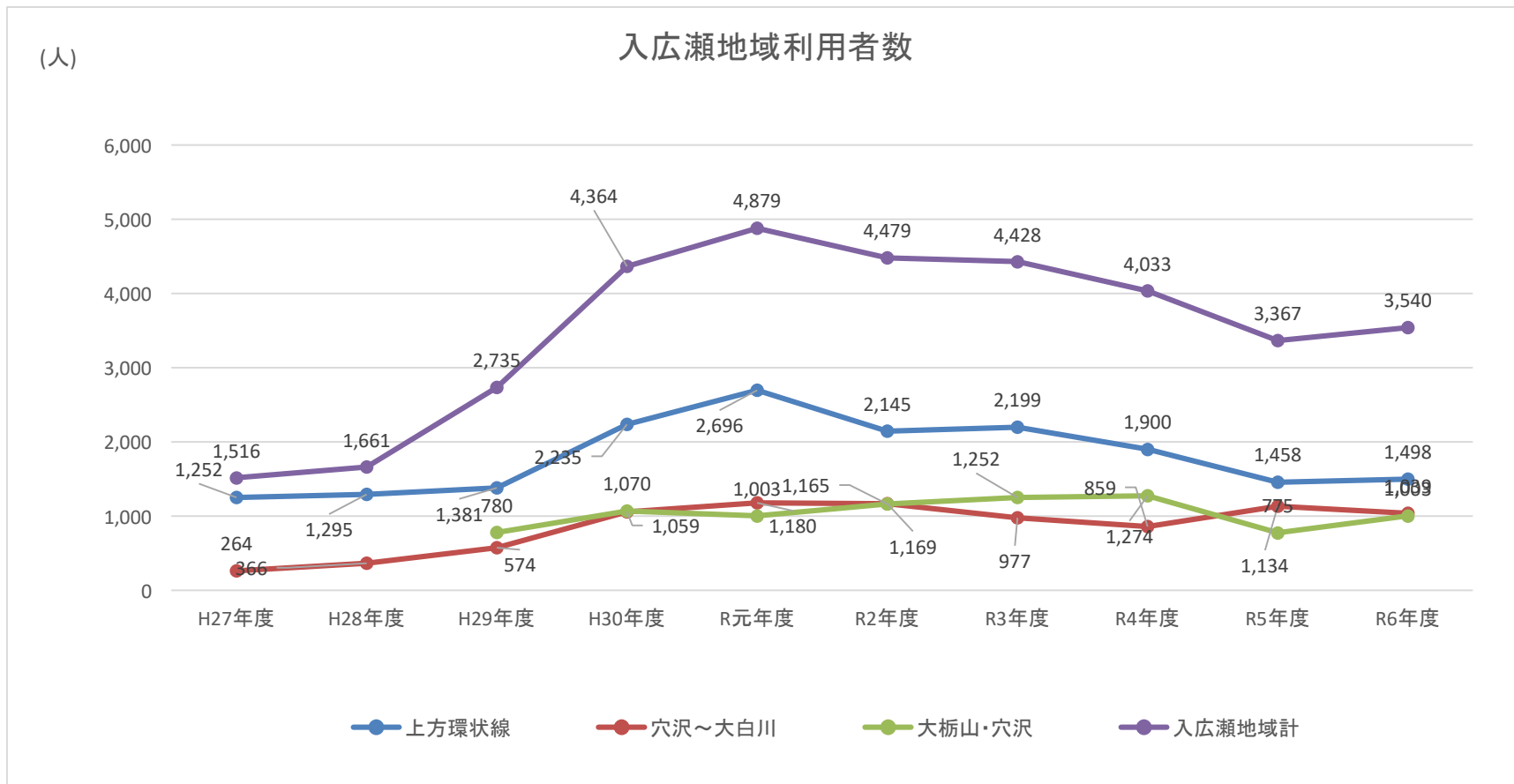
守門地域乗合タクシー利用者数(その2)



※グラフは令和5年度までの参考

(8) 入広瀬コミュニティバス

- ・今年度も地域全体では前年度比173人の増加(4.9%)となった。
- ・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが、地域住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者から広く利用されている。
- ・上方環状線の利用者確保が持続的な運行の鍵となるほか、運転手など運行スタッフの担い手育成も今後重要となってくる。

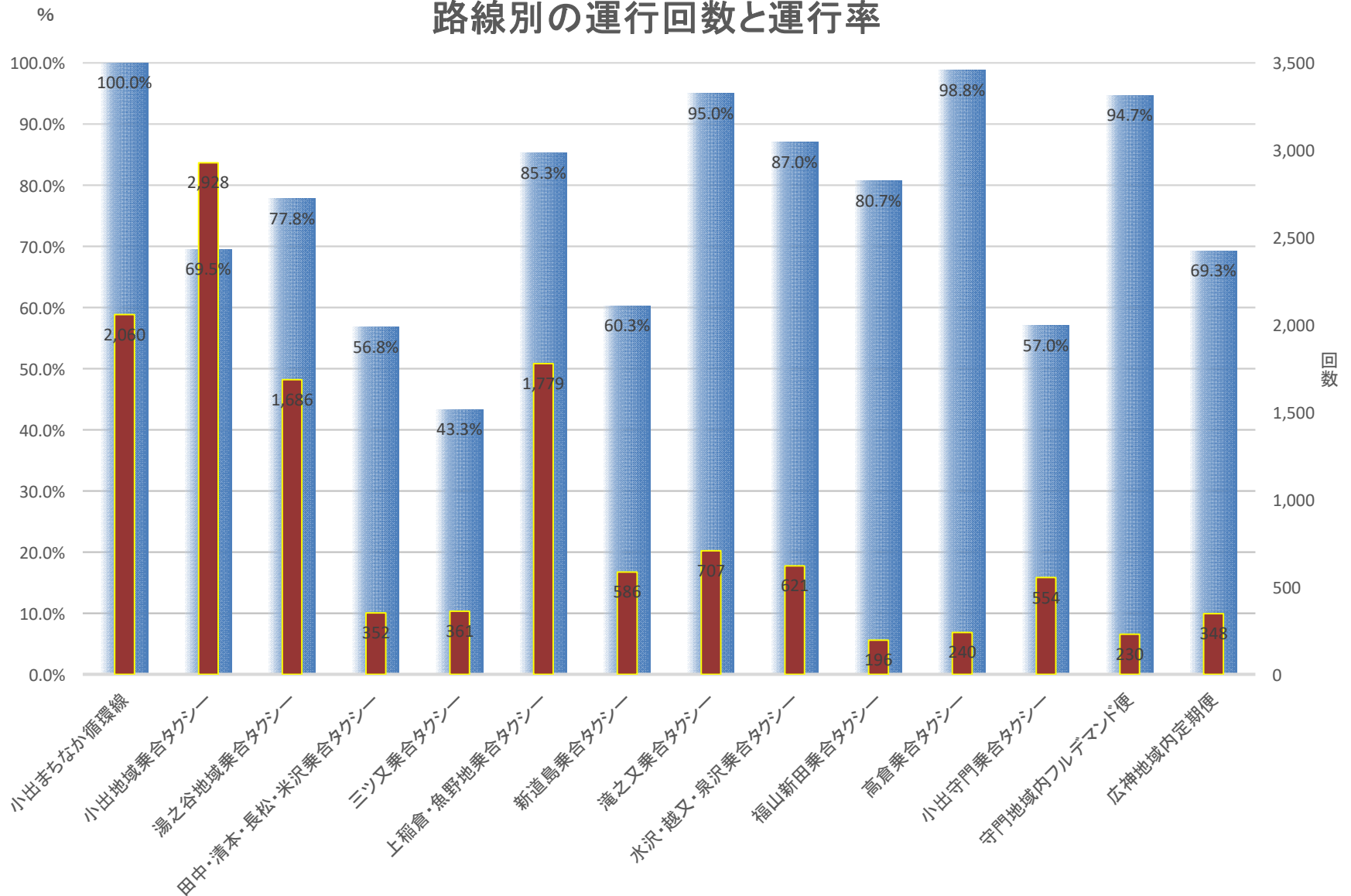


(※ H29.10月～入広瀬コミバス含む。)

5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1)運行回数・運行率

路線別の運行回数と運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運 行 者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	26,850,795	22,616,795	2,521,000	1,713,000	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー のーと魚沼
ひかり交通株式会社	20,133,100	17,580,600	1,598,000	954,500	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	28,853,430	25,608,330	1,406,000	1,839,100	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り） 湯之谷地域乗合タクシー のーと魚沼
観光タクシー株式会社	21,826,220	20,068,620	912,000	845,600	福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー 小出守門乗合タクシー 守門地域内フルデマンド便 広神地域定期便 のーと魚沼
計	97,663,545	85,874,345	6,437,000	5,352,200	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
会 費	386,000 円	補 助 分	賃 金	2,839,870 円	会費@2,000×193世帯 (加入率 40%)
協 賛 金	217,000 円		車 輛 経 費	971,668 円	
市 補 助 金	4,355,000 円		事 務 費	547,347 円	
繰 越 金	1,347,025 円		そ の 他 支 出	12,000 円	
雑 入	16,442 円		補 助 分 計	4,370,885 円	
		単 独 分	賃 金	404,140 円	※臨時運行分の燃料費分 (令和6年度より支出)
			車 輛 経 費	121,282 円	
			事 務 費	36,980 円	
			そ の 他 支 出	17,160 円	
			単 独 分 計	579,562 円	
収入額合計	6,321,467 円	支出額合計	4,950,447 円	翌年度繰越額	1,371,020 円

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区分	支出科目	支 出 金 額			備 考
		ハイエース	ヴォクシー	合 計	
公費 支出	自動車保険料	181,812 円	84,030 円	265,842 円	
	自動車リース料	円		円	
	車検整備費用	円	22,913 円	22,913 円	ヴォクシー点検整備
	そ の 他	円	円	円	
	合 計	181,812 円	106,943 円	288,755 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額 4,950,447 円	+	公費支出額（補助金除く） 288,755 円	=	運行に係る経費合計 5,239,202 円
-----------------------------	---	---------------------------	---	--------------------------

●利用者数（月別）

区分	運行日数	利用者数	1日平均
4月	18日	309人	17.2人
5月	18日	356人	19.8人
6月	17日	279人	16.4人
7月	19日	322人	16.9人
8月	17日	287人	16.9人
9月	17日	288人	16.9人
10月	18日	311人	17.3人
11月	17日	264人	15.5人
12月	17日	313人	18.4人
1月	16日	250人	15.6人
2月	16日	242人	15.1人
3月	18日	319人	17.7人
合計	208日	3,540人	17.0人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数					合 計
	月	火	水	金	臨時	
上 方	429	166	387	509	7	1,498
大 橋 山 ・ 穴 沢	353	88	222	331	9	1,003
大 白 川	236	144	278	374	7	1,039
合 計	1,018	398	887	1,214	23	3,540
運 行 日 数	53	51	51	51	2	208
1日当たり	19.2	7.8	17.4	23.8	11.5	17.0

●運行時間 ※()内は、実ハンドル時間

曜 日	運 行 日 数	運 行 時 間			備 考
		ハイエース	ヴォクシー	合 計	
火	51日	153 h (104.3h)	153 h (90.0h)	306 h (194.3h)	
月・水・金	155日	879 h (552.31h)	788 h (539.2h)	1,667 h (1091.5h)	
臨時運行	2日	4 h (2.4h)	3 h (1.2h)	7 h (4h)	
合計	208日	1,036 h (659.0h)	944 h (630.4h)	1,980 h (1289.8h)	

●単位当たり運行に係る経費 ※()内は、実ハンドル時間です。

区 分	単位当たり経費	計 算 式
運行時間当たり	2,646 4,060	運行に係る経費合計5,239,202円 ÷ 運行時間合計1,980h (運行に係る経費合計5,239,202円 ÷ 運行時間合計1,290h)
利用者1人当たり	1,480	運行に係る経費合計5,239,202円 ÷ 利用者数合計3,540人


※令和5年度の経費は、運行時間当たり2,948円、利用者一人当たり1,891円です。

令和6年度入広瀬コミュニティバス年間活動実績

実施日	活動内容	参加者	備考
R6 4月 30日	第1回(第46回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R6 5月 30日	第1回コミバス部会	コミバス部員	安全対策 車両整備
R6 6月 1日	入広瀬フェスティバル 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車
R6 6月 26日	第2回(第47回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R6 7月 10日	交通空白地有償運送 新任運転者講習	浅井 厚	水原自動車学校
R6 7月 10日	交通空白地有償運送 新任運転者講習	佐藤 一美	水原自動車学校
R6 7月 11日	路線バス時刻改正打合せ	穴沢 コミバス部長	南越後観光バス
R6 10月 17日	第2回コミバス部会	コミバス部員	冬季運行時安全対策 車両整備
R6 10月 24日	運転実技講習会	コミバス 乗務員 8名	魚沼中央自動車学校
R6 12月 1日	冬季ダイヤ改正	コミバス部員	時刻表準備
R6 12月 25日	第5回(第50回) 地域公共交通協議会 出席	浅井 会長	
R7 1月 16日	臨時コミバス検討会	コミバス部員	事故対策 安全対策
R7 3月 15日	春まち雪あそび 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車

入広瀬コミュニティバス運行計画書

令和7年4月

 入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成 28 年 10 月から 11 月の 2 か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び 6 つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

<コミュニティバスを核とした地域活性化>

- ・平成 29 年 10 月 1 日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞆— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	5便	3便	5便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

また、入広瀬診療所の診察日となっている火曜日について、午前中のみ運行する。

③運休日

年末年始「12月31日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台

※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。

ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬会館に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢215番地1（入広瀬会館2階）

入広瀬コミュニティ協議会

Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (R7.4.1 現在)

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	-
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	-
農協前	-	-	12:18	14:53	-
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	②12:22	-	③17:00
入広瀬会館	6:45	9:30	12:23	14:54	17:01
平成館	6:48	9:32	12:26	14:57	17:04
白坂	6:49	9:33	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:51	9:35	12:29	15:00	17:07
佐藤武司宅前	6:52	9:36	12:30	15:01	17:08
佐藤正行宅前	6:53	9:37	12:31	15:02	17:09
芋鞆神社入口	6:54	9:38	12:32	15:03	17:10
田小屋アパート前	6:56	9:40	12:34	15:05	17:12
みずほ会館	7:00	9:44	12:38	15:09	17:16
渡辺文雄宅前	7:01	9:45	12:39	15:10	17:17
佐藤サク宅前	7:03	9:47	12:41	15:12	17:19
平野又十字路	7:07	9:51	12:45	15:16	17:23
平野又アパート	7:08	9:52	12:46	15:17	17:24
農協前	-	9:53	12:47	15:18	-
入広瀬駅	-	9:55	-	-	-
保健センター前	-	9:56	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:50	15:21	-
農協前	-	-	12:53	15:24	-
穴沢バス停	① 7:10	-	-	-	-
入広瀬会館	-	9:58	12:54	15:25	17:26

【大白川 方面】 ※★1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	-
入広瀬会館	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
末沢三叉路	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	通りません	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:51	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:52	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:54	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:56	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
柿ノ木	7:04	9:05	11:25	12:57	17:35
穴沢寺前	7:09	9:10	11:30	13:02	17:40
穴沢バス停	④ 7:10	9:11	11:31	13:03	17:41
農協前	-	9:12	11:32	13:04	-
保健センター前	-	9:13	-	-	-
あぶるま建設	-	-	-	13:05	-
寿和温泉	-	-	-	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:16	11:36	-	-
入広瀬会館	-	9:19	11:39	13:11	17:42

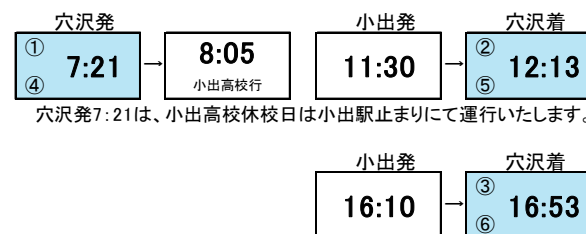
【大柄山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬会館	10:05	11:45	14:20
農協前	10:06	11:46	14:21
保健センター前	10:07	11:47	-
スポーツセンター	10:09	11:49	14:22
寿和温泉	-	-	14:24
入広瀬駅	10:11	11:51	14:26
浅井綾子宅前	10:12	11:52	14:27
須田宅前	10:13	11:53	14:28
大柄山入口(やまけ)	10:14	11:54	14:29
北新工機前	10:15	11:55	14:30
鏡ヶ池	10:16	11:56	14:31
黒又入口	10:17	11:57	14:32
井口建設工業	10:18	11:58	14:33
志田英人宅前	10:19	11:59	14:34
穴沢神社前	10:20	12:00	14:35
清水住宅	10:20	12:00	14:35
穴沢ふれあい館	10:21	12:01	14:36
地藏様前	10:22	12:02	14:37
原集会所	10:23	12:03	14:38
中手原住宅	10:24	12:04	14:39
入広瀬会館	10:26	12:06	14:41
農協前	10:27	12:07	14:42
保健センター前	10:28	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:45
入広瀬会館	10:30	-	-

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬会館 2 階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 令和6年12月現在

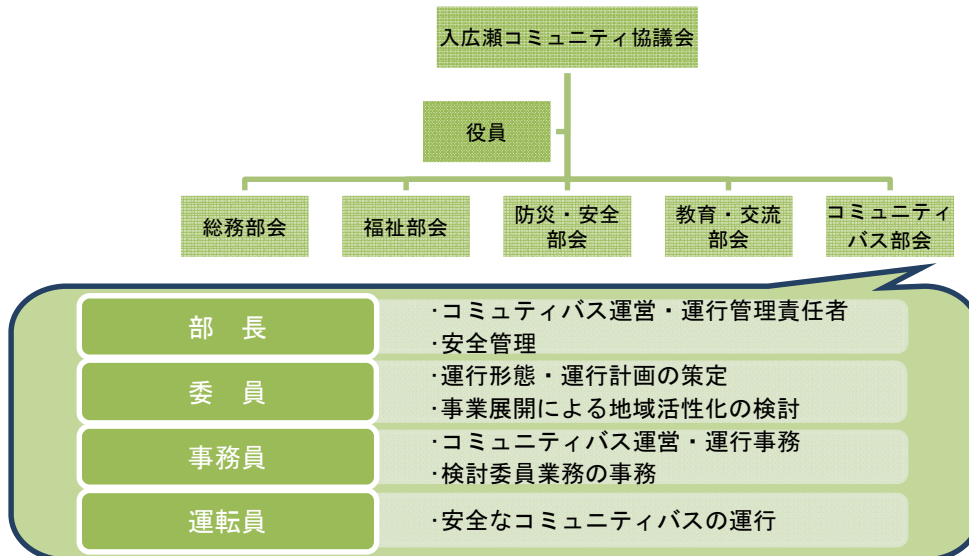


- 1) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。運行経路上で乗車する場合は、運転手に分かるように合図してください。
- 2) 年末年始 12/31 ~ 1/3 は、運休日です。

3. 組織体制

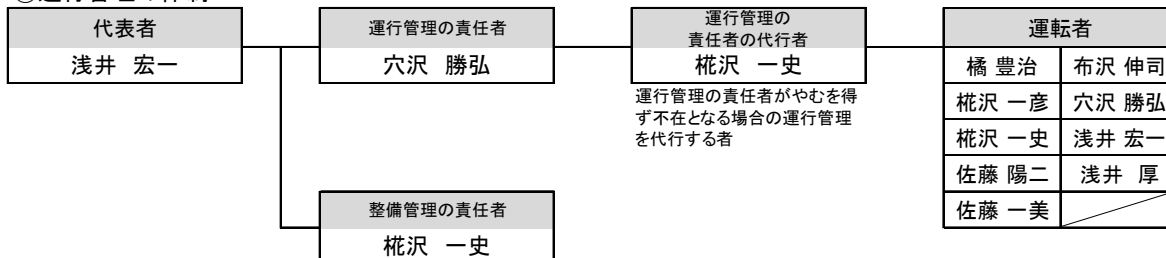
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

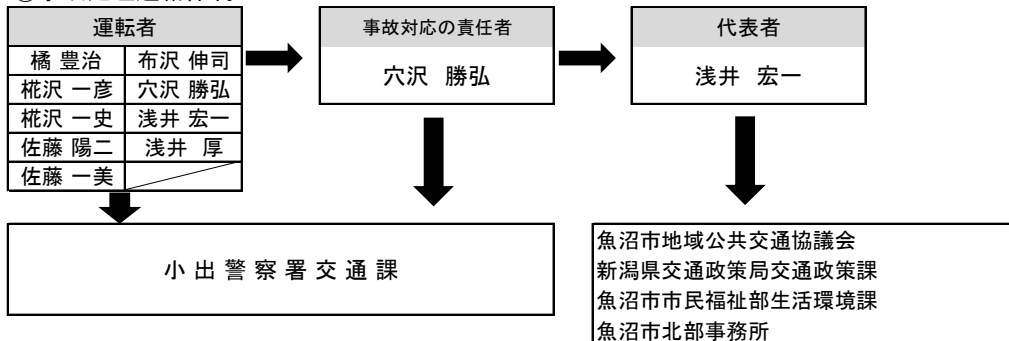


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

① 運行管理の体制



② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制



魚沼市地域公共交通基礎調査検討業務の実施報告

1. 市内公共交通の課題整理

1.1 地域公共全体に共通する課題

○公共交通に係る行政負担額は年々増加傾向にあり、特に路線バスへの補助金額が増加している。

⇒課題①行政負担額の圧縮が必要

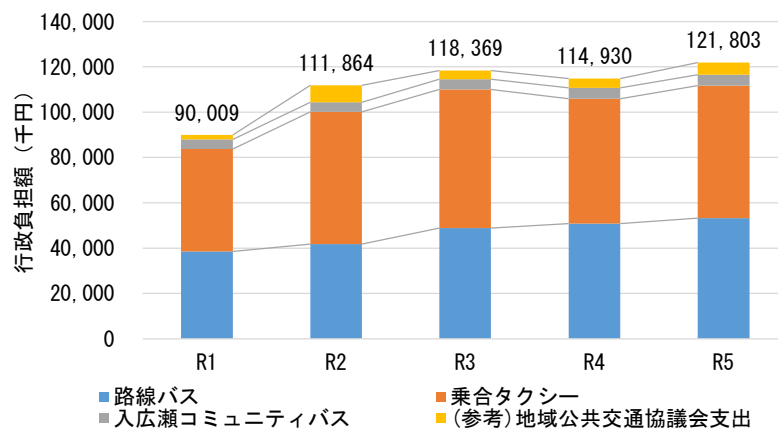


図 行政負担額の推移

※集計はバス年度（前年 10 月～当該年 9 月まで）

○一方で、路線バスの利用者数がコロナ禍の令和元年度以降に大幅に減少しており、利用者は回復せず、令和 4 年 10 月の各路線の減便の影響で令和 5 年度はさらに利用者数が減少している。

⇒課題②利用者数の維持・増加が必要

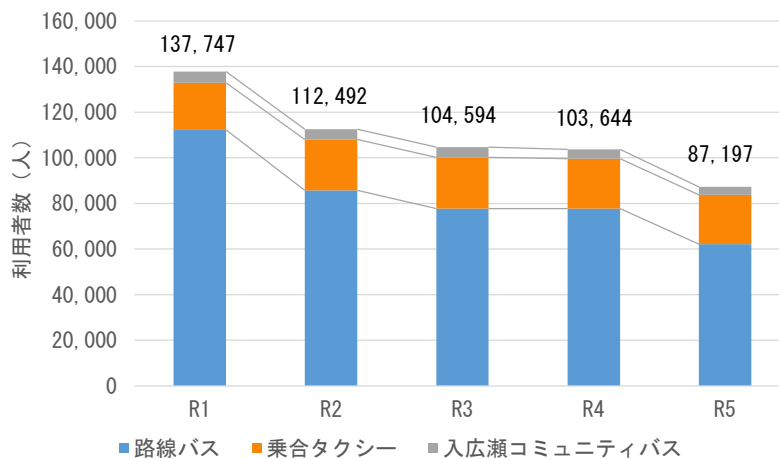


図 公共交通利用者数の推移

1.2 市内路線バスの課題

○市民団体等ヒアリング調査から、小出病院へのバスの乗り入れをして、施設の中で待てる（雨等の環境の悪影響をしのげる）様にする経路変更が求められていることが分かった。

⇒課題③既存系統等の経路変更による利便性向上が必要

○市域を跨ぐ系統（地域間幹線系統）について、バス事業者からは路線を分割する（各市町村内で完結する路線に組み替える）ことが求められている一方で、魚沼市外への利用者が多くいる。

⇒課題④バス事業者や沿線自治体と協議を図りながら、地域間幹線系統の維持を検討していく必要がある。

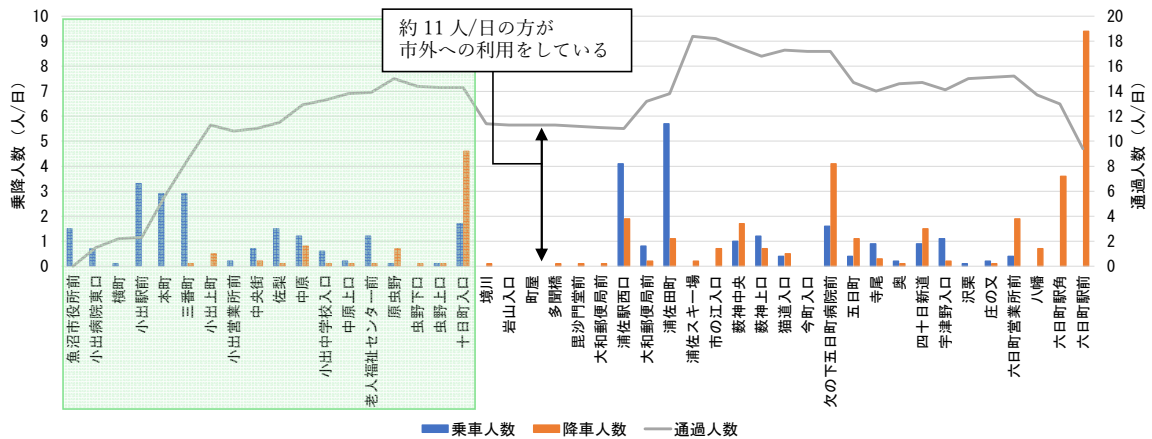


図 六日町駅前～新国道・小出駅～魚沼市役所前線（魚沼市役所前→六日町駅前）の停留所別乗降者数

○市内の路線バスについて、利用が少なく、バスでの運行が不要な系統（時間帯）がある。

⇒課題⑤運行する車両や系統（時間帯）を見直し、効率化を図る必要がある。

- バスのドライバーは減少傾向にあり、今後路線の縮小が進む可能性がある。
⇒課題⑥ドライバー数を増加させ、将来に渡ってバス路線を維持できるようにする必要がある。

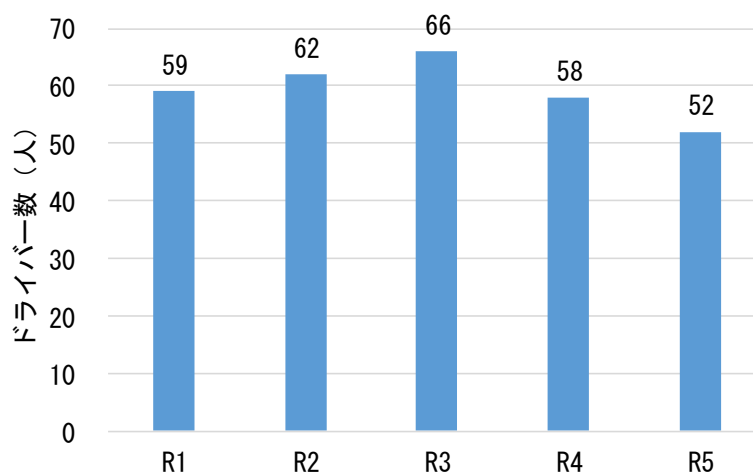


図 南越後観光バス(株)※のドライバー数の推移

※市内のバス路線を担う唯一のバス事業者

1.3 市内乗合タクシーの課題

- 小出エリア以外は一人あたり行政負担額が高額になっており、各エリア、各タクシー会社が運行している状況で需要をまとめることができず非効率な運行となっている。
- 一方で、バス事業者の自主運行路線である路線バスが走っており、乗合タクシーとは競合関係にあることから、現状のままでは乗合タクシーの組みなおしが困難である。
⇒課題⑦路線バスとの競合を避けながら効率的な乗合タクシーへの改善が必要がある。
- のるーと魚沼は利用者が増加傾向にある一方で、一人あたり行政負担額が高額であり、利用者数を増やしつつ、効率的な運行を検討する必要がある。
- 市民団体等ヒアリング調査より、利用者からドライバーの待遇改善や、システムの改善、乗り場改善等が求められていることが分かった。
⇒課題⑧のるーと魚沼の改善の必要がある。
- 現状、市内のタクシードライバーの減少は見られないが、高齢化等を背景に近い将来ドライバーが減少することが予想される。
⇒課題⑨将来的に渡って乗合タクシーを維持する方策を検討する必要がある。

2 グランドデザイン検討

2.1 課題を踏まえたグランドデザインの方針

(1) 課題を踏まえた方向性

- 市外への移動需要が一定数確認できることから市域を跨ぐ路線バス（地域間幹線系統）は関係市町村及び、バス事業者や関係市町村との調整を図りながら維持を検討する。（課題④）
- 市内の路線バス・乗合タクシーの効率化を図るためには、両者の競合を避ける必要があること、系統の変更等が必要であることから、市営交通としての運行を検討する。（課題①、⑤、⑦）
- 市内の移動需要が高い施設・店舗への回遊が十分にできるようルート変更等の改善を行うことが望ましい。（課題②、③）
- 市内の公共交通の市の行政負担額が高まっていることから、国や県の補助事業を活用した公共交通の維持が必要。（課題①）
- のるーと魚沼はシステム事業者およびタクシー事業者と市民等の意見や利用実績等から得られる課題をもとに改善を進めて実装を目指す。（課題⑧）
- 市内公共交通を支えるドライバーの維持確保を事業者のサポートをしながら進める。（課題⑥、⑨）



(2) グランドデザインの方針

- 上記を踏まえ、市域を跨ぐ路線バス（地域間幹線系統）及び鉄道を基盤としつつ、市内の路線バス・乗合タクシーを連携させ、市内外の移動需要に対応できる公共交通網とすることが望ましい。
- 国の補助金を活用するため、利便増進計画の策定を目指す。（フィーダー補助の上限拡大、エリア一括協定運行事業の活用）
- 将来の路線バスの維持のため、地域のバス事業者のドライバー不足解消に向けた施策を事業者と連携しながら行う。
- タクシードライバーについても将来的には減少すると予想されることから、公共ライドシェア・日本版ライドシェアの制度活用や、タクシー事業者間のドライバーを補い合う仕組みを検討する。
- のるーと魚沼は改善を進めて実装を目指す。その後、他地域への拡大の検討を行う。

2.2 魚沼市公共交通体系のグランドデザイン(次期地域公共交通計画策定後5年)

- 市域を跨ぐ路線バス（地域間幹線系統）の維持の検討を行う。
- 市内の路線バス（穴沢線、白栴線、栃尾又線）を市の委託路線化を検討する。
⇒市の意向を反映した系統や路線変更をし、利便性向上をしつつ効率的な路線とする。
- 上記に合わせて乗合タクシーの再編を行い、効率的な路線にする。
⇒守門乗合タクシーに広神地域乗合タクシー利用者に乗り合ってもらうことで、行政負担額が削減できる。【参考資料1】
- 上記に合わせて利便増進計画（実施計画）を策定する。また、小出病院への乗り入れ等の経路変更や、路線バスと乗合タクシー（のるーと含む）との乗換拠点整備について記載を検討する。
⇒利便増進計画策定により、国庫補助金（フィーダー補助）の増額を目指す。【参考資料2】
- 令和7年度の「のるーと魚沼」の実証運行が実装された場合、堀之内地域へのエリア拡大を検討する。

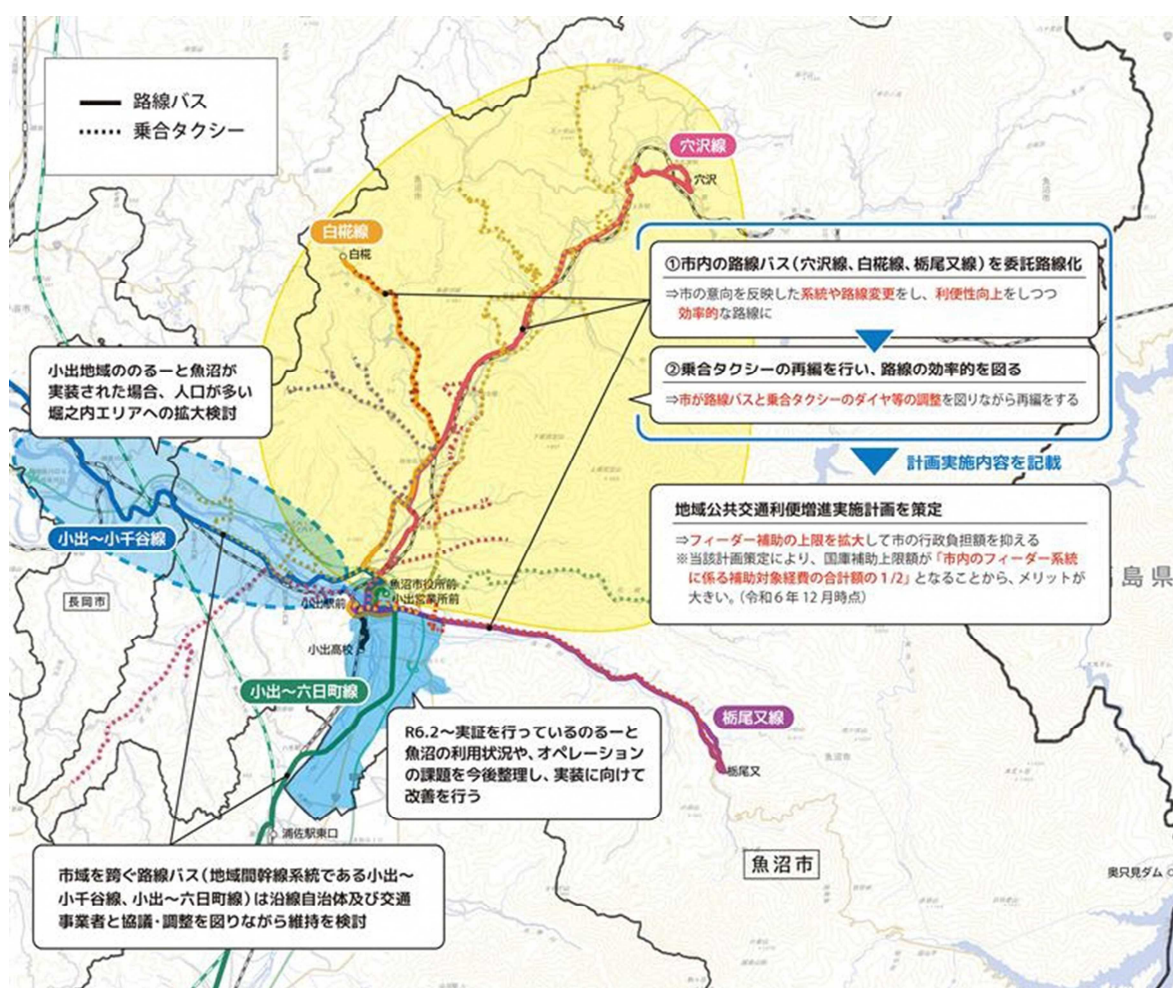


図 魚沼市の公共交通体系グランドデザイン (案)

2.3 付随して実施を検討する事業

○乗合タクシーを効率化する場合は、現在各地域で運行されている乗合タクシーを統合することが一つの案として考えられるが、その場合複数事業者で乗合タクシーを運行することが想定されるため、コールセンターを整備して予約を各事業者に割り振ることが必要となる可能性がある。

⇒現在実証を行っている「のるーと魚沼」のコールセンターと統合が可能かを検討する。

○バス事業者やのドライバー不足が進んでいることや、タクシー事業者も将来的にはドライバー不足が想定されることから、交通事業者の人材確保の取組の支援を行う。

2.4 グランドデザイン推進の想定スケジュール

期	実施時期	実施内容
計画策定期	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドデザインを踏まえた魚沼市の目指すべき公共交通体系および、実現のための施策を定める（地域公共交通計画の更新） ・市内路線バス（穴沢線、白根線、栃尾又線）の委託路線化を検討し、交通事業者と協議を行う。 ・のるーと魚沼の実装のための検証・改善（令和7年度中の実装を目指す）
計画策定後	令和8年度～ 令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス委託路線化とシステムの再編 ・乗合タクシー再編 ⇒交通事業者等との協議を行い、事業の内容が整えば、利便増進計画を策定し、フィーダー補助の上限拡大を目指す。 ・新たな乗合タクシーに対応したコールセンター整備 ・のるーと魚沼の拡大実証 ・乗換拠点整備 ・バス事業者と連携したドライバー確保事業を実施

■【参考資料1】乗合タクシーの効率化案の比較検討（第3案が最も行政負担額が抑えられる）

案	現状	第1案	第2案	第3案
概要	市の北部地域では複数の乗合タクシーが重複しており非効率な運行となっている	穴沢線・白柵線を廃止し、スクールバス&乗合タクシーによる補填で運行効率化	路線バス穴沢線&只見線と守門乗合タクシーを組み合わせた運行効率化	守門地域乗合タクシーと広神地域乗合タクシー統合による運行効率化
イメージ図	<p>凡例 ■ のりーと魚沼 — 広神地域乗合タクシー — 滝之又系統 — 水沢系統 — 田中系統 — ミツ又系統 — 守門地域乗合タクシー — 高倉・福山系統 — 堀之内地域乗合タクシー — 新道島系統 — 上稲倉系統 — 湯之谷地域乗合タクシー — 湯之谷系統</p>	<p>凡例 — 守門地域乗合タクシー — 滝之又系統 — 水沢系統 — 田中系統 — ミツ又系統</p>	<p>凡例 ● 今後の運行主体が守門地域乗合タクシーとなる地域 ● 従来通り広神地域乗合タクシーが運行する地域 — 守門地域乗合タクシー — 滝之又系統 — 水沢系統 — 田中系統 — ミツ又系統</p>	<p>凡例 ● 今後の運行主体が守門地域乗合タクシーとなる地域 ● 従来通り広神地域乗合タクシーが運行する地域 — 守門地域乗合タクシー — 滝之又系統 — 水沢系統 — 田中系統 — ミツ又系統</p>
目的地のカバー	◎ ・小出地域はのりーと魚沼でカバーされている ・乗合タクシーは各地域から小出地域の病院、買い物施設等にアクセスできる	◎ 現状と同様	○ ・路線バスからの乗り換えは必要だが、小出市街地はのりーと魚沼で移動可能	◎ 現状と同様
運行便数	○ ・小出地域はのりーと魚沼で7:30~17:30までデマンド方式で利用できる(便数無し) ・乗合タクシーは各地区1~3便程度	◎ ・乗合タクシーの便数が増える	◎ ・路線バス(穴沢線)の運行に合わせた乗合タクシーの運行で従来の福山・高倉線よりも便数が増加	○ 現状と同様
停留所までの距離	◎ ・のりーと魚沼は小出市街地に多くの停留所があることため、停留所までの距離は短い ・乗合タクシーは自宅前での乗降が可能	◎ ・スクールバスは穴沢線・白柵線の停留所を活用するため、現状と同様 ・乗合タクシーも現状と同様	◎ ・乗合タクシーが自宅前や路線バスとの乗換拠点での乗降が可能 ・まちなかではのりーと魚沼を使用するため、停留所までの距離は短い	◎ 現状と同様
所要時間	○ ・乗合タクシーは乗合う人数が多ければ、所要時間が延びる	○ 現状と同様	△ ・乗合タクシー及びのりーと魚沼は乗合う人数が多ければ、所要時間が延びる ・乗継が片道最大2回発生するため、乗継時間により所要時間が伸びる	△ ・乗り合う人数が増加するため、現状よりも所要時間が延びる
定時性	△ ・乗合う人数によって送迎時間が変動する	△ 現状と同様	△ ・乗合タクシー及びのりーと魚沼は乗合う人数によって送迎時間が変動する	△ ・乗り合う人数に人数によって送迎時間が現状よりも大きくなる
運賃	◎ ・のりーと魚沼は300円、乗合タクシーは200円~400円と安価に利用できる	◎ 現状と同様	△ ・路線バス・福山線・高倉線、のりーと魚沼を利用する方は運賃が現状より高くなる。 ・路線バス、福山線・高倉線、のりーと魚沼の1チケット化によって改善が必要	◎ 現状と同様
運賃支払いの手段	○ ・運賃支払いは現金のみとなっている	○ 現状と同様	△ ・路線バス・福山線・高倉線、のりーと魚沼のそれぞれで支払いを行う必要がある ・路線バス、福山線・高倉線、のりーと魚沼の1チケット化によって改善が必要	○ 現状と同様
乗換時間	◎ ・のりーと魚沼は特定の停留所まで直接行くことができるため乗換がない ・乗合タクシーは各地域から小出地域の病院、買い物施設等に直接アクセスできるため乗換がない	◎ 現状と同様	△ ・路線バス⇄福山線・高倉線の乗り換えが発生するため、乗り換え時間が増加する	◎ ・乗合タクシーは各地域から小出地域の病院、買い物施設等に直接アクセスできるため乗換がない
利用方法の分かりやすさ	○ ・鉄道や路線バス等とは異なり、初めて利用する方には利用方法が少し難しい	○ 現状と同様	○ ・鉄道や路線バス等とは異なり、初めて利用する方には利用方法が少し難しい	○ 現状と同様
地域住民の抵抗感	◎ ・現状のまま変更が無ければ、新たな抵抗感はない	◎ 現状と同様	△ ・乗り換えの増加(1回の乗車で乗合タクシーから路線バス、路線バスからののりーと魚沼への最大2回)による抵抗感が高まる事が想定される。	△ ・乗り合う人数、所要時間の増加から抵抗感を抱く人が増える可能性あり
運行事業者の抵抗感	◎ ・現状のまま変更が無ければ、新たな抵抗感はない	△ ・ドライバーや車両等の不足により運行が難しい可能性あり	△ ・観光タクシーの運賃収入が減少するため、抵抗感を抱く可能性あり	△ ・小出タクシー及びさわやかタクシーの運賃収入が減少するため、抵抗感を抱く可能性あり
行政負担額(運行経費-運賃収入)	△ □魚沼市北部における公共交通の行政負担額とその合計 広神地域乗合タクシー(広神地域内便を除く) 約16,816,000円/年 守門地域乗合タクシー(高倉・福山) 約13,764,000円/年 路線バス(穴沢線・白柵線) 約21,858,000円/年 合計 約52,438,000円/年 ※守門地域乗合タクシーはR6年度に運行内容が変更されたため、R6年度の行政負担額を使用、その他はR5年度のデータを使用	× □変更対象の公共交通機関 現状 ・ 守門地域乗合タクシー(高倉・福山):約13,764,000円/年 ・ 路線バス(穴沢線・白柵線)への負担:約21,858,000円/年 第1案適用 ・ 守門地域乗合タクシー(高倉・福山):約28,431,000円/年 ・ スクールバス運行負担:約29,513,000円/年 ⇒(現状-第1案)≒約22,322,000円の増加(現状比 +62%) □魚沼市北部全体 現状:約52,438,000円/年 第1案適用:約74,760,000円/年 現状比 +43%	○ □変更対象の公共交通機関 現状 ・ 守門地域乗合タクシー(高倉・福山):約13,764,000円/年 第2案適用 ・ 守門地域乗合タクシー(高倉・福山):約10,988,000円/年 ⇒(現状-第2案)≒約2,776,000円の削減(現状比 -20%) □魚沼市北部全体 現状:約52,438,000円/年 第2案適用:約49,662,000円/年 現状比 -5%	◎ □変更対象の公共交通機関 現状 ・ 広神地域乗合タクシー(広神地域内便を除く) :約16,816,000円/年 第3案適用 ・ 広神地域乗合タクシー(広神地域内便を除く) :約11,959,000円/年 ⇒(現状-第3案)≒約4,857,000円の削減(現状比 -29%) □魚沼市北部全体 現状:約52,438,000円/年 第3案適用:約47,581,000円/年 現状比 -9%

■【参考資料 2】(1/2) フィーダー補助の国庫補助上限額（令和 6 年 12 月 23 日）

国総地第 162 号
令和 6 年 12 月 23 日

各地方運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和 6 年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 8 に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」については、令和 6 年 10 月 17 日付国総地第 137 号の 1 により通知したところですが、令和 6 年度補正予算成立に伴い、一部を改訂し、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ①通常の補助を受ける場合の算定式
対象人口 × 90 円 + 100 万円（定額）
- ②地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 120 円 + 230 万円（定額）
- ③地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の 1/2
- ④地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の 1/2
- ⑤地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 8 ただし書きに係る場合（別表 2 5 の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）
 - ①～④の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

なお、災害等により被災した市町村においては、上記算定式によらず特段の配慮を行うこととする。

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

以上

■【参考資料2】(2/2) フィーダー補助の国庫補助上限額（令和6年12月23日）

別 添

1. 対象人口の考え方

(1) 人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口（※）を比較し、多い人口を対象人口とする。

(2) 政令市、中核市の場合は、交通不便地域の人口（※）を対象人口とする。

※交通不便地域の人口とは、次に掲げる地域の人口の合計（重複する場合を除く。）とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。）
- ② 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
- ③ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ④ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島
- ⑦ 沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域
- ⑧ 交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域（以下「運輸局長指定交通不便地域」という。）

(3) 運輸局長指定交通不便地域の地域内フィーダー系統のみを申請する場合は、運輸局長指定交通不便地域の人口のみを対象人口とする。

2. 今後の国庫補助上限額の考え方

今後も必要な予算の確保に最大限努めるものの、国庫補助の上限額については、何らかの調整があり得る。

地域公共交通活性化再生法に規定する地域公共交通計画の策定を補助要件（令和6年度予算に係る事業までは経過措置あり）としていることを踏まえ、公的負担による確保維持が真に必要な地域内フィーダー系統に対し、効果的・効率的な補助を実施する観点から、国庫補助の上限額については、今後も必要な見直しを行うことがあり得る。

利便増進計画及び継続実施計画の認定を受けた場合の特例の期間については、最長5年間とすることとし、それ以降については、改めて認定を受けた場合を除き、②地域公共交通計画を策定した場合の算定式を適用する。

1 協議会の開催

開催日	開催回	審議内容
4月30日	第46回協議会	・ 役員の互選及び任命 ・ 地域公共交通協議会規約の改正 ・ 地域公共交通計画の修正（案） ・ 路線バス「小出～荒金～浦佐線」の運行終了
6月26日	第47回協議会	・ 令和5年度乗合タクシーの運行実績 ・ 令和5年度入広瀬コミュニティバスの運行実績 ・ 湯之谷、守門地域乗合タクシーの利用状況 ・ A I オンデマンド交通実証運行 ・ 令和5年度事業報告及び決算 ・ 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案） ・ 生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統）（案） ・ 自家用有償旅客運送の更新登録申請（案）
9月24日	第48回協議会 （書面協議）	・ 分科会規程の制定及び運賃協議分科会の設置
11月27日	第49回協議会 （書面協議）	・ A I オンデマンド交通実証運行の運行計画（案）
12月16日	運賃協議分科会	・ A I オンデマンド交通実証運行「のるーと魚沼」の協議運賃
12月25日	第50回協議会	・ A I オンデマンド交通「のるーと魚沼」の実証運行開始 ・ 湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況 ・ 地域公共交通基礎調査事業の進捗状況
1月7日	第51回協議会 （書面協議）	・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施
2月25日	第52回協議会 （書面協議）	・ 令和7年度地域間幹線系統に係る地域公共交通計画別紙の一部変更（案）
3月21日	第53回協議会 （書面協議）	・ 令和7年度事業計画及び予算（案） ・ 令和7年度乗合タクシー等の運行 ・ のるーと魚沼の運行状況

2 計画に基づく事業

事業の名称	主な事業概要	実行主体
1 周辺部と中心部の連携強化	○ 移動需要に応じた運行形態やルート等の検討、幹線及び支線の運行計画見直し協議 ・ 路線バス荒金線運行終了 ・ <u>湯之谷・守門地域乗合タクシー運行区域再編協議</u> ・ <u>地域公共交通基礎調査事業</u>	魚沼市、交通事業者、関係機関及び施設、区長会、住民等 【計画施策 1,2】
2 地域の実情に即した運行形態再構築	○ 住民参画による持続可能な公共交通システムの検討 ・ <u>A I オンデマンド交通「のるーと魚沼」実証運行開始</u> ○ 利用者意見等、地域課題や方向性を話し合う場の仕組みづくり	

<p>3 公共交通利用促進に資する広報の展開</p> <p>4 主要施設への公共交通の乗り入れ</p> <p>6 観光振興による路線バスの維持</p> <p>7 関係機関との連携強化</p>	<p>○広報の展開による認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシー時刻表の配布 ・市HPの活用 ・集落支援員、福祉団体等との連携 ・出前講座、啓発活動の実施 ・乗合タクシー利用促進月間実施 ・バス無料乗車体験会開催 ・AIオンデマンド交通「のるーと魚沼」説明会 <p>○新技術を活用した情報提供検討</p> <p>○医療機関、公的機関、商業施設等への利便性向上</p> <p>○魚沼⇄尾瀬ルートの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光路線バス等の利用促進 <p>○交通事業者や関係機関、関係施設等との協議・連携</p>	<p>魚沼市、教育委員会、中学校、交通事業者、観光協会等</p> <p>【計画施策 3,4,6,7】</p>
<p>5 市外への移動需要に対応した運行</p>	<p>○魚沼基幹病院への利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス六日町線沿線市協議 ・運行形態及び運行便数の協議 	<p>魚沼市、南魚沼市、交通事業者等</p> <p>【計画施策 5】</p>
<p>8 自動車運転免許返納者等に対するサービスの拡充</p>	<p>○自動車等運転免許証自主返納者を対象とした優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納者へ「共通回数券」の交付 ・高齢者割引制度の拡充検討 	<p>魚沼市、交通事業者等</p> <p>【計画施策 8】</p>

令和6年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書（案）

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比 較	内 訳
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,609,183	10,801,000	△ 2,191,817	魚沼市負担金 8,609,183
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金	1,845,000	0	1,845,000	新潟県地域の移動手段確保支援事業補助金 1,845,000
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	14,162	1,000	13,162	乗合タクシー回数券販売代金 10,000
						預金利息 4,162
歳入合計			10,468,345	10,802,000	△ 333,655	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比 較	内 訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	109,426	154,000	△ 44,574	アドバイザー謝金（相談等含む） 回額10,000円×1人×1回 10,000 協議会委員報償金（支払対象者 10人） 回額2,000円×延べ47人 94,000 会議お茶代 5,426
	2 事務費	1 事務費	46,860	57,000	△ 10,140	事務用消耗品代 0 振込・送金手数料 46,860
2 事業費	1 事業費	1 事業費	10,312,059	10,591,000	△ 278,941	乗合タクシー時刻表印刷代（全戸分×2回） 451,000 乗合タクシー時刻表印刷代（地域版） [堀之内1種、湯之谷1種、広神4種、守門1種] 430,650 乗合タクシー回数券印刷代 46,200 のろーと魚沼出発式開催費 67,419 運転免許証自主返納啓発チラシ印刷代 181,500 環境・交通安全フェア協力金 66,000 地域公共交通マップデザイン業務委託料 495,000 地域公共交通基礎調査検討業務委託 4,948,900 乗合タクシー等共通回数券精算金 （運転免許証自主返納者支援） 2,744,200 のろーと魚沼パンフレット印刷代 200,200 乗合タクシー時刻表折込手数料 80,500 乗合車両表示用マグネットシート製作 274,890 乗合タクシー停留所看板製作・運搬・設置 （小出まちなか循環線） 99,000 乗合タクシー停留所看板面板取替 （小出まちなか循環線） 81,400 まちなか循環線運行終了チラシ印刷代 145,200
歳出合計			10,468,345	10,802,000	△ 333,655	

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内田 幹夫

会計監査報告書

魚沼市地域公共交通協議会規約第10条第2項の規定により、当協議会の令和6年度歳入歳出決算に関する監査を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 監査実施日等

- ・実施日 令和7年6月9日
- ・実施場所 魚沼市役所 本庁舎

2 監査資料


- ・魚沼市地域公共交通協議会決算書
- ・帳簿類（現金出納簿、収入伝票、支出伝票）
- ・預金通帳、その他関係書類


3 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類により監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和7年6月9日

魚沼市地域公共交通協議会

監査員 上村 勤 

監査員 星 和久 

別紙

令和7年6月 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

魚沼市においては、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域(守門、入広瀬地域)を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。

また、市内に点在する生活圏と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと入広瀬コミュニティバス(自家用有償旅客運送)が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。

町村合併によって市域が広域化した魚沼市においては、JR線、バス路線、タクシー等が市中心部である小出市街地への移動手段として、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院や買い物など、自家用車を利用できない方々の重要な移動手段となっており、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、マイカーの普及と少子化により、本市の公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の廃止や縮小、交通事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が生じている。

特に、少子高齢化の進展により人口に占める高齢者の割合が年々高まっている中、高齢に伴う健康上の理由により、バス路線の利用や乗継が困難としている方々が増加しており、小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっているため、市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や見直しによって利便性向上に努めてきた。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

全体の利用者数を28,000人以上(直近年度の実績27,948人)とする。
魚沼市からの支出を68,700千円以内とする。
路線の収支率を22.6%以上(直近年度の実績12.1%)とする。

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。

更に、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にも繋がることを期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○普及・啓発

- ・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布、地域版の配布
- ・利用促進イベント等の実施

○ダイヤ等の調整

- ・路線バス、JRとの乗継ダイヤ改正
- ・路線（運行経路等）の見直し
（魚沼市地域公共交通計画 55 頁～73 頁参照）

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市地域公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
- ・住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日 (第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日 (第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日 (第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日 (第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日 (第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日 (第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日 (第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日 (第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 9 月 24 日 (第 48 回)	運賃協議分科会の設置について協議し合意
令和 6 年 11 月 27 日 (第 49 回)	A I オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和 6 年 12 月 16 日 (運賃協議)	A I オンデマンド交通実証運行の運賃を協議し合意
令和 6 年 12 月 25 日 (第 50 回)	A I オンデマンド交通実証運行開始について
令和 7 年 1 月 7 日 (第 51 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 7 年 2 月 25 日 (第 52 回)	令和 7 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意
令和 7 年 3 月 27 日 (第 53 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 6 月 26 日 (第 54 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意 (予定)

19. 利用者等の意見の反映状況

小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。平成 31 年 4 月からは、うおぬま眼科及び小出ショッピングセンター等を新たに停留所に加え、令和 5 年 4 月には通院者等の利便性向上を図るため、庭山医院、開業予定の魚沼こどもクリニック前に新規停留所を 1 か所新設した。

湯之谷地域乗合タクシーは葎沢地区までの間としていた運行区域を栃尾又地区まで拡張し、湯之谷地域全域を運行区域とした。

守門地域乗合タクシーについては運行していた 4 系統を整理・統合し、高倉地区、福山新田地区を起終点とする小出市街地までの直通便、午前の時間帯に守門地域内におけるフルデマンド便を新設した。

また、地元区長会との意見交換を行うとともに、地域課題の解決に向けた乗合タクシーの広報充実や利用促進に向けた普及・啓発活動など、地域と連携した取組に努めているほか、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者らの参画を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910 番地

(所 属) 市民福祉部 生活環境課 交通対策係

(氏 名) 櫻井 明広

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	(株)小出タクシー	(1) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	119日	714回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(2) 田中・清本・長松・米沢 乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	121日	605回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(3) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	119日	833回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	ひかり交通(株)	(4) 上稲倉・魚野地乗 合タクシー		堀之内		往 km 復 km	342日	2088回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(5) 新道島乗合タク シー		堀之内		往 km 復 km	240日	960回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	奥只見タクシー(株)	(6) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	242日	1452回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(7) 滝之又乗合タク シー		広神(西)		往 km 復 km	121日	606回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
		(8) 水沢・越又・泉沢乗 合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	119日	714回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 小出駅に接続	③
	観光タクシー(株)	(9) 福山新田乗合タク シー		守門		往 km 復 km	240日	240回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 越後須原駅に接続	③
		(10) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	240日	240回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 越後須原駅に接続	③
		(11) 小出守門乗合タク シー		守門		往 km 復 km	240日	960回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 越後須原駅に接続	③
		(12) 守門地域内フルデ マンド便		守門		往 km 復 km	240日	240回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線 越後須原駅に接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

魚沼市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

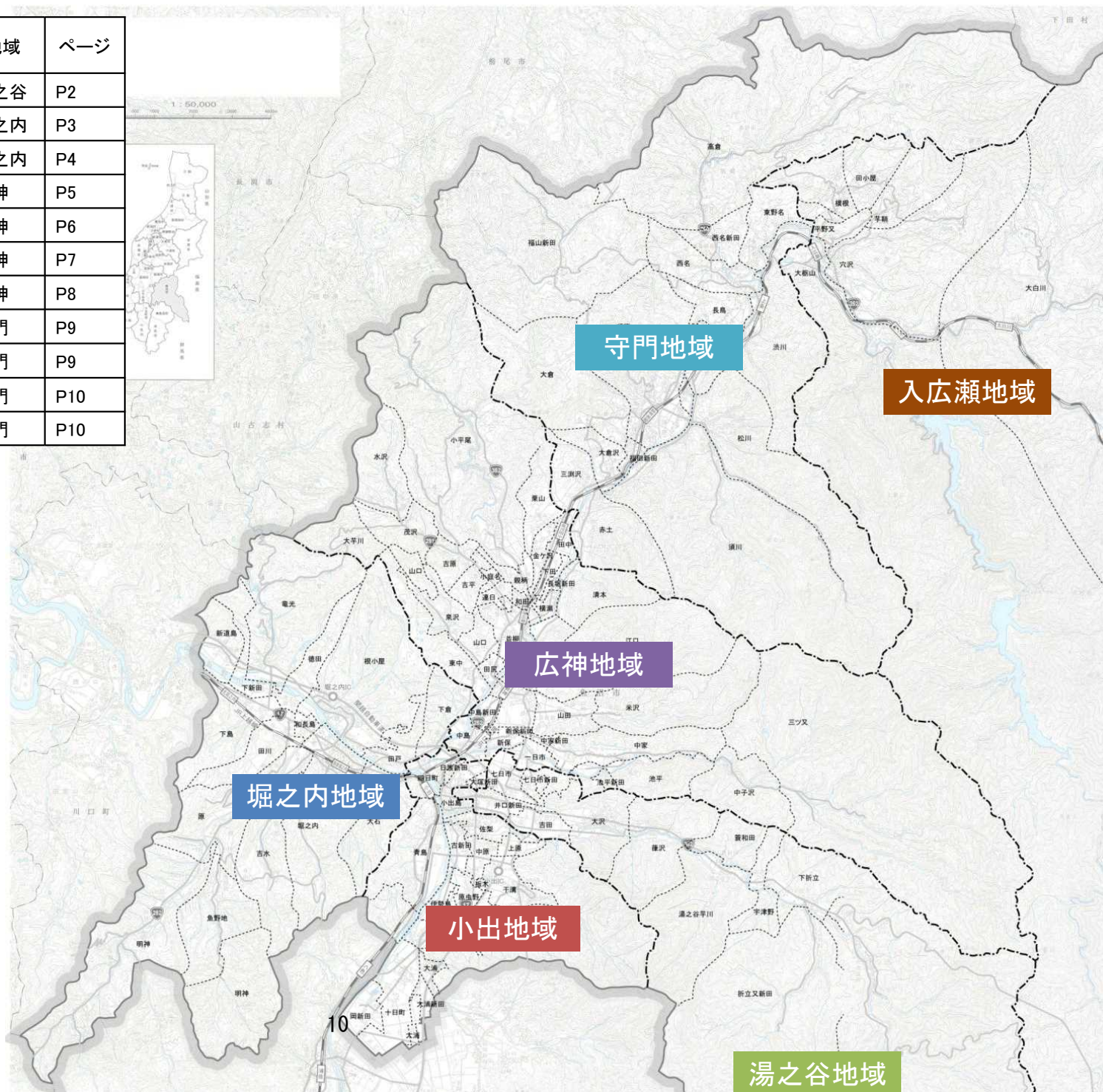
1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
魚沼市地域公共交通計画（本編）P58
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
魚沼市地域公共交通計画（本編）P60～67
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
魚沼市地域公共交通計画（本編）P60～63
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
魚沼市地域公共交通計画（本編）P82～85

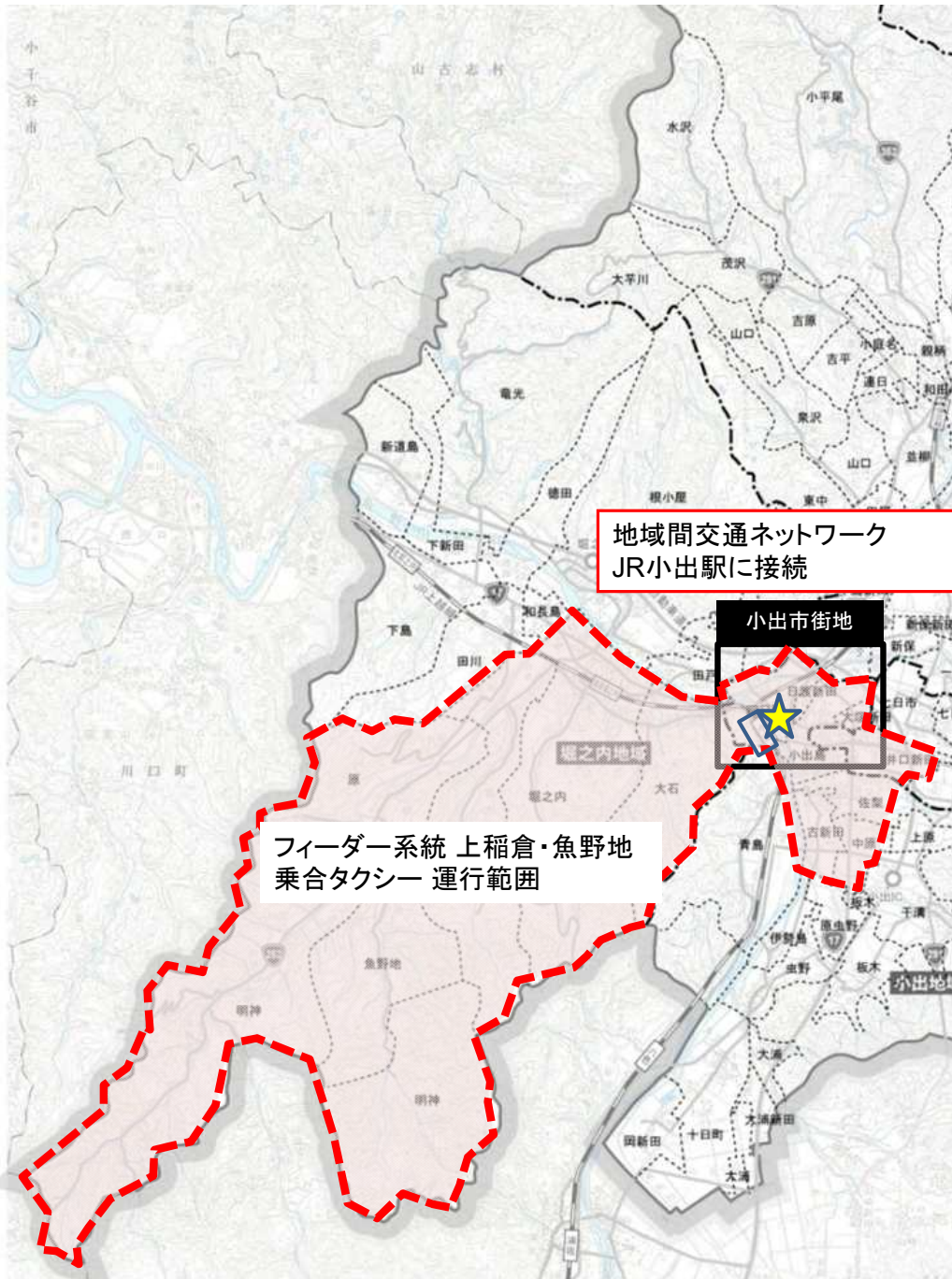
令和7年度

魚沼市乗合タクシー路線図

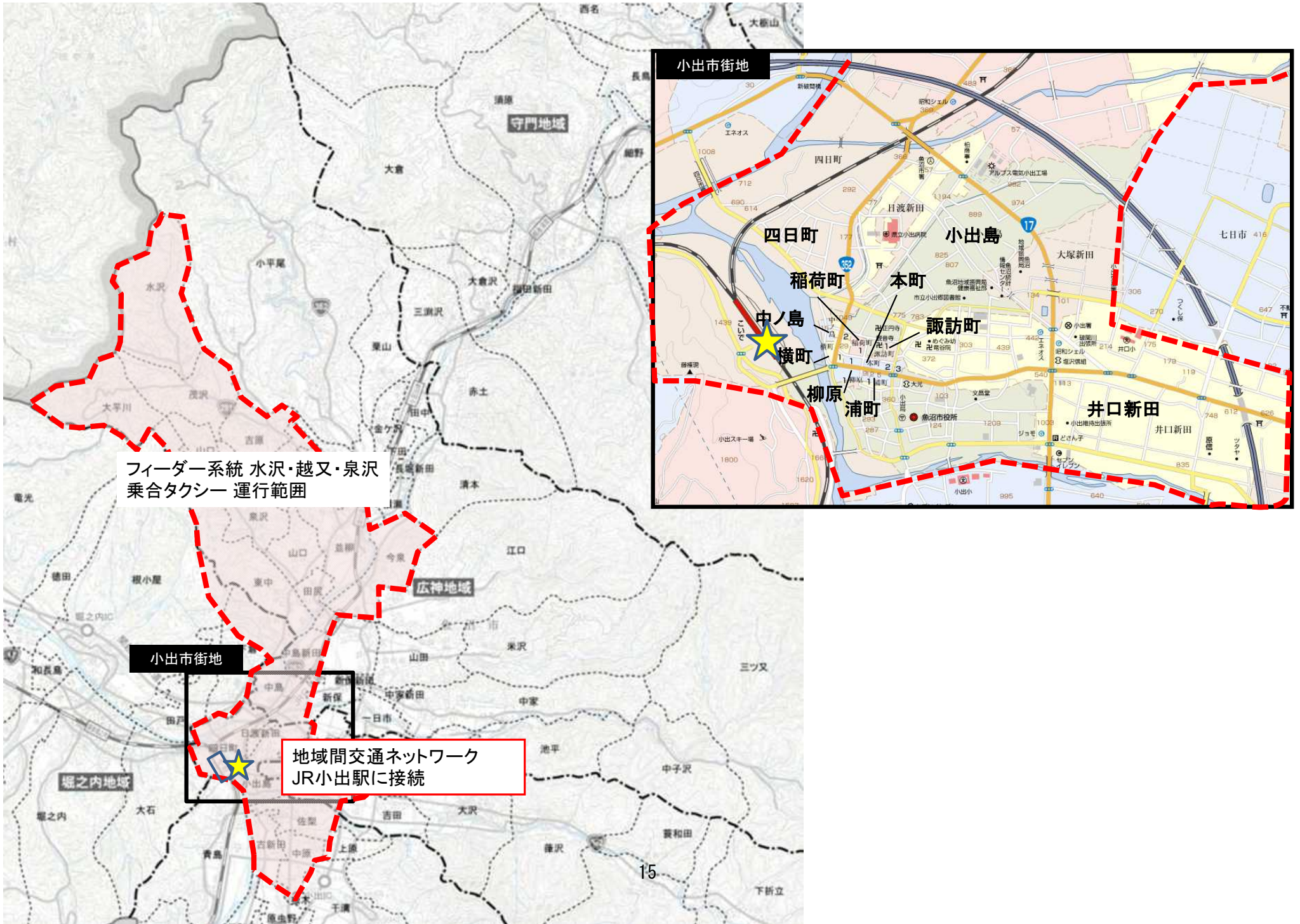
路線名と目次

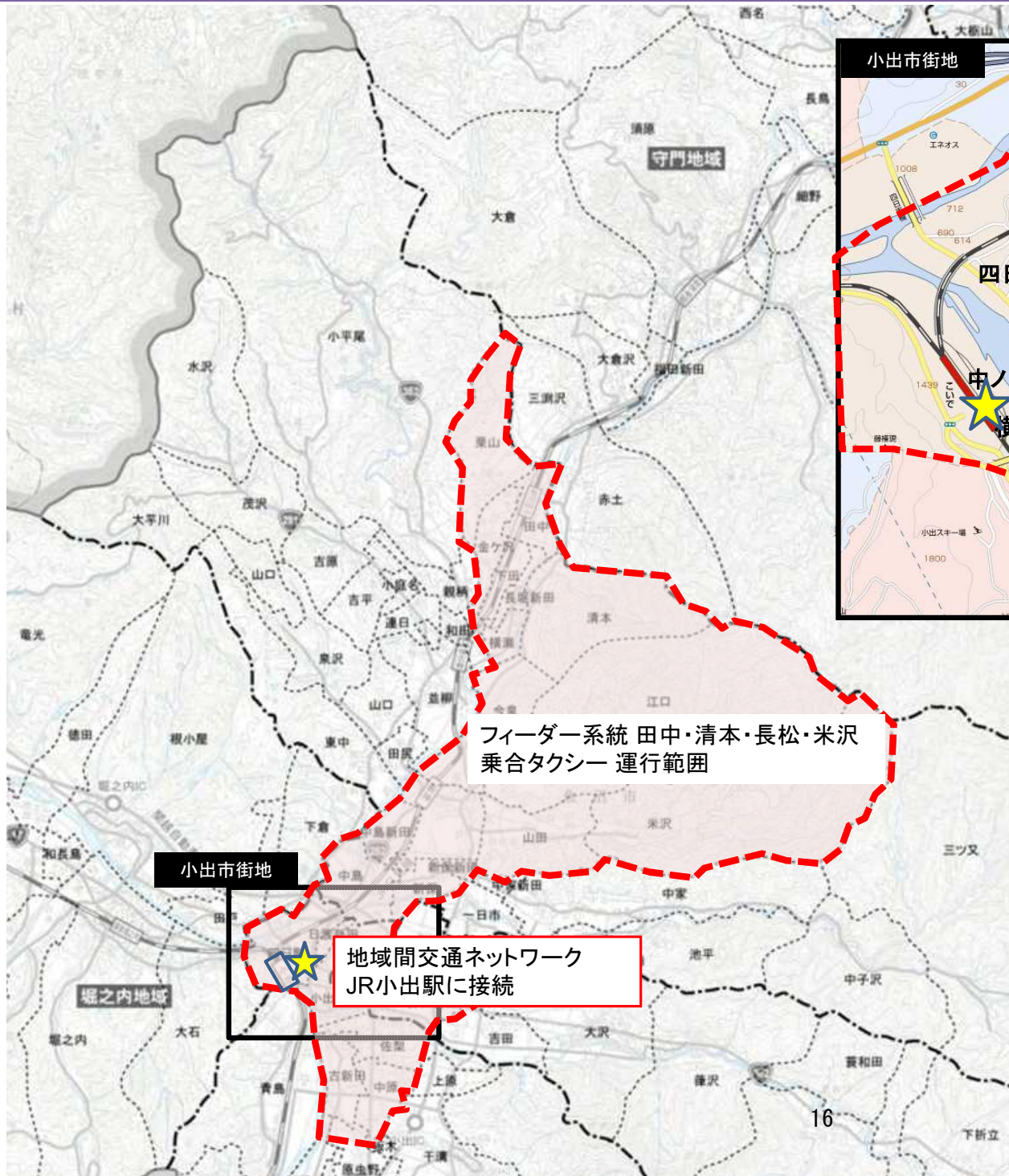
路線番号	路線名	地域	ページ
1	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P2
2	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P3
3	新道島乗合タクシー	堀之内	P4
4	滝之又乗合タクシー	広神	P5
5	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P6
6	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P7
7	三ツ又乗合タクシー	広神	P8
8	高倉乗合タクシー	守門	P9
9	福山新田乗合タクシー	守門	P9
10	小出地域→守門地域	守門	P10
11	守門地域内フルデマンド便	守門	P10

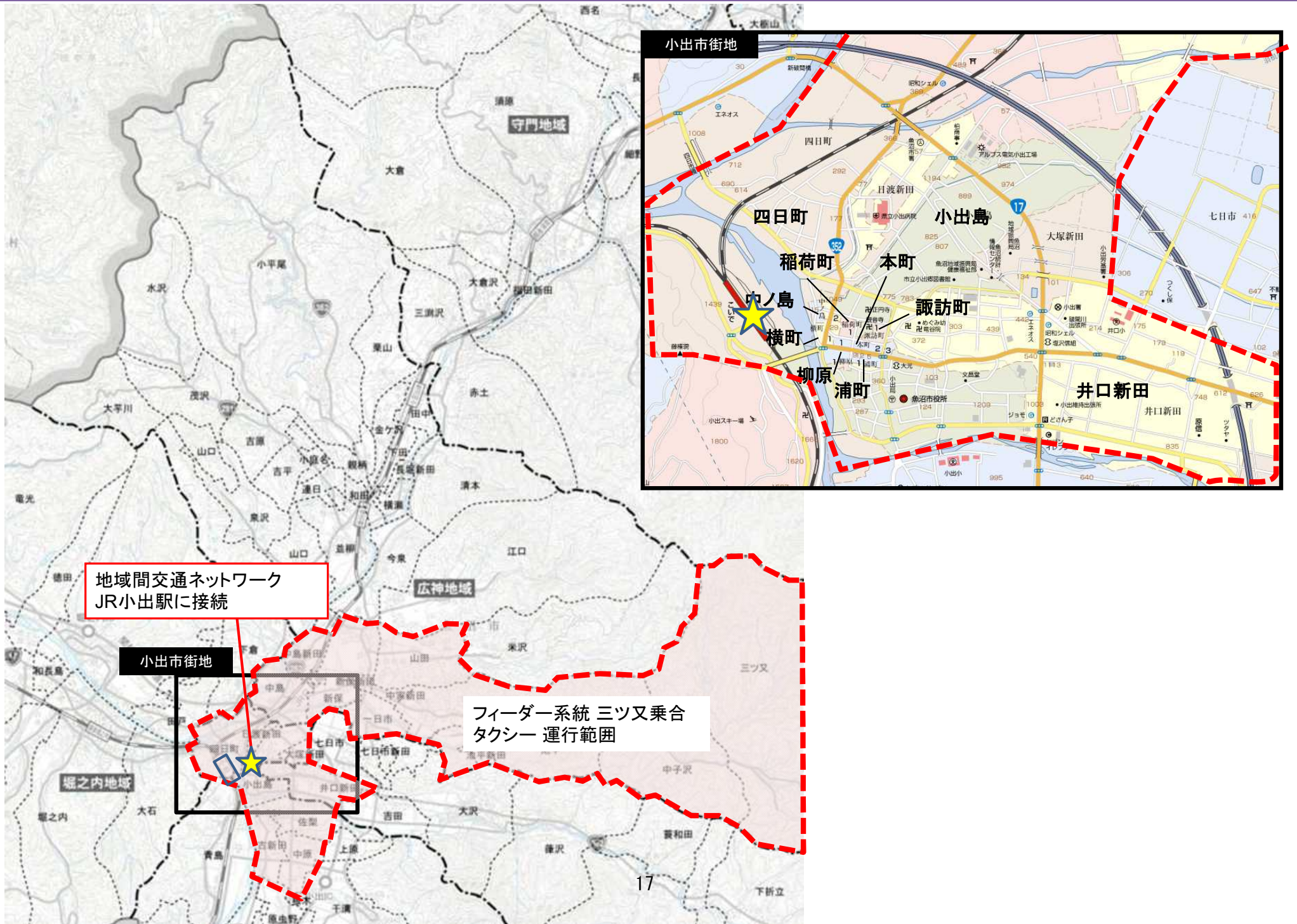














10 小出守門乗合タクシー



11 守門地域内フルデマンド便



別紙

令和7年6月 日

(名称) 魚沼市地域公共交通協議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、平成16年の市政施行以来、人口減少に歯止めが掛からず、少子化やマイカーに依存した生活形態の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にある。

これまで、乗合バス事業者の内部補助により乗合事業を継続することができていたが、収支状況の悪化や乗務員の高齢化、運転手不足等の影響により、路線の廃止や縮小が加速するなど、バス事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

本市のバス路線系統は、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域(守門、入広瀬地域)を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にして、市街地と周辺地域のほか、市外の生活圏域を結んでいる。

特に、地域間幹線系統バス路線については、市民の通勤・通学、買い物や高度医療機関への通院等、日常生活における移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な移動を担っており、鉄道や他の路線バスと接続するなど、公共交通ネットワークを構築する上で欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方で、運賃収入だけでは路線の維持が困難であることから、市が維持する地域内フィーダー系統である乗合タクシーとの接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市内の広域的・幹線的生活交通路線について、向こう3か年の間、運行を継続し、利用者の利便性を維持することを目標とする。

目標達成の指標として、補助対象系統の輸送人員について、前年比100パーセント以上を維持することとし、毎年度達成状況の検証を行う。

(2) 事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、通学や通院など、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながることが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線と、地域内フィーダーの乗降場所を統一 ・地域間幹線と、地域内フィーダーの乗継ダイヤの設定 ・車両見学会・試乗体験会など市民イベントと連携した需要喚起 <p>上記取組について、魚沼市と事業者が連携を図りながら実施する。</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者乗降調査データを基にした定期調査 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） ・住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を添付</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>「別紙 生産性向上の取組」のとおり</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日 (第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日 (第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日 (第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日 (第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日 (第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日 (第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日 (第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日 (第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 9 月 24 日 (第 48 回)	運賃協議分科会の設置について協議し合意
令和 6 年 11 月 27 日 (第 49 回)	A I オンデマンド交通実証運行計画について協議し合意
令和 6 年 12 月 16 日 (運賃協議)	A I オンデマンド交通実証運行の運賃を協議し合意
令和 6 年 12 月 25 日 (第 50 回)	A I オンデマンド交通実証運行開始について
令和 7 年 1 月 7 日 (第 51 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 7 年 2 月 25 日 (第 52 回)	令和 7 年度地域間幹線系統の計画別紙変更を協議し合意
令和 7 年 3 月 27 日 (第 53 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意
令和 7 年 6 月 26 日 (第 54 回)	令和 8 年度事業計画について協議し合意 (予定)

19. 利用者等の意見の反映状況

バスの利用状況や利用者の行動データを分析し、利用者の移動ニーズや問題点の把握に努めている。

また、市民やバス利用者からアンケートを取ったり、市民団体等と意見交換を行うとともに、地元のコミュニティ等と連携し、利用者の意見を間接的に収集することにより、市民の共感を得ながら、事業者及び沿線自治体と協調した枠組みの中で、地域間幹線の維持・確保に取り組んでいる。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910

(所 属) 魚沼市市民福祉部生活環境課

(氏 名) 櫻井 明広

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
魚沼市	南越後観光バス(株)	(1) 小千谷～小出	1,741.5	
	南越後観光バス(株)	(5) 六日町～小出	4,437.5	
合 計			6,179.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	南越後観光バス株式会社	令和8年度
------	-------------	-------

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R6年度実績 (R5.10.1~R6.9.30)

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	149,508 千円	営業外収益	743 千円	経常収益(イ)	150,251 千円
	営業費用	326,147 千円	営業外費用	986 千円	経常費用(ロ)	327,133 千円
	営業損益	▲ 176,639 千円	営業外損益	▲ 243 千円	経常損益	▲ 176,882 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	956,181.8	km	経常収支率			45.92 %

(2) 基準期間の前年度: R5年度実績 (R4.10.1~R5.9.30)

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	149,532 千円	営業外収益	8,447 千円	経常収益(イ)	157,979 千円
	営業費用	344,637 千円	営業外費用	1,035 千円	経常費用(ロ)	345,672 千円
	営業損益	▲ 195,105 千円	営業外損益	7,412 千円	経常損益	▲ 187,693 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,062,956.0	km	経常収支率			45.70 %

(3) 基準期間の前々年度: R4年度実績 (R3.10.1~R4.9.30)

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	126,632 千円	営業外収益	11,642 千円	経常収益(イ)	138,274 千円
	営業費用	351,568 千円	営業外費用	1,149 千円	経常費用(ロ)	352,717 千円
	営業損益	▲ 224,936 千円	営業外損益	10,493 千円	経常損益	▲ 214,443 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,143,429.0	km	経常収支率			39.20 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	308円.47銭	325円.19銭	342円.12銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	325円26銭	394円29銭	325円26銭	157円13銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との融合部分に係るキロ程	他系統との割合	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との融合部分以外のキロ程の比率						
			運行系統名	起点	主な経由地													終点					
羽越	1		六日町～小出	六日町駅前 新国道 小出駅	魚沼市役所前	365	日	2052.0 (5.6)	回	3.3	18.4人	往 27.4km (平均) 復 27.7km	27.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	0.000	%	100.000
羽越	2		十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里 津南営業所前	365	日	2879.5 (7.8)	回	7.0	54.6人	往 20.3km 復 19.4km	19.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	100.000
羽越	3		十日町～宮中	十日町車庫前	宮中 津南営業所前	365	日	1078.0 (4.0)	回	9.3	37.2人	往 21.8km 復 20.9km	21.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	100.000
羽越	4		湯沢～森宮野原	湯沢車庫前	清津峡入口 森宮野原駅前	365	日	1460.0 (3.9)	回	5.0	19.5人	往 37.4km 復 37.4km	37.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.7km 復 0.7km	0.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	98.128
羽越	5		小千谷～小出	小千谷総合病院	川口 小出営業所前	238	日	1190.0 (5.0)	回	2.7	13.5人	往 25.0km 復 25.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	100.000
合計			5系統									往 131.9km 復 130.4km	131.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.7km 復 0.7km	0.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000	%	

(2) 補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置 (テ-リ+ヌ)÷テ-ヌ	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経費費用の見込額 ヘ×フ以下の額	(d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カー=ヨ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f
羽越	1		100.000%	113,192.4km	36,816,960円	97円.76銭	14,551,895円	137,314.2km	105円.97銭	11,064,859円	130,573.5km	84円.74銭	12,240,170円	119,310.6km	102円.59銭	11,065,689円	25,751,271円	16,567,632円	16,567,632円
羽越	2		100.000%	114,418.3km	37,215,696円	238円.75銭	31,961,389円	141,611.9km	225円.69銭	30,394,859円	129,599.5km	234円.52銭	31,020,709円	121,154.3km	256円.04銭	27,317,369円	9,898,327円	16,747,063円	9,898,327円
羽越	3		100.000%	46,030.6km	14,971,912円	288円.07銭	11,220,655円	46,405.4km	241円.79銭	15,821,578円	52,797.4km	299円.66銭	16,197,201円	50,183.1km	322円.76銭	13,260,034円	1,711,878円	6,737,360円	1,711,878円
羽越	4		98.128%	109,374.4km	35,575,117円	132円.43銭	9,892,556円	112,168.0km	88円.19銭	17,865,366円	116,800.0km	152円.95銭	18,289,563円	117,120.0km	156円.16銭	14,484,451円	21,090,666円	16,008,802円	16,008,802円
羽越	5		100.000%	59,500.0km	19,352,970円	84円.43銭	9,804,174円	96,900.0km	101円.17銭	6,192,467円	84,250.0km	73円.50銭	5,169,514円	65,750.0km	78円.62銭	5,023,585円	14,329,385円	8,708,836円	8,708,836円
合計				442,515.7km	143,932,655円		77,430,669円	971,899.0km		81,339,129円	943,790.8km		82,917,157円	881,286.0km		71,151,128円	72,781,527円	64,769,693円	52,895,475円

(3) 負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソの5補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合を算出したときの比率	ソの5補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1		16,567,632円	16,567,632円	8,875,517円	8,875千円	4,437.5千円	25,751,271円	21,313,771円	4,437,500円	20.8%	9,183,639円	43.1%	0円	0.0%	7,692,632円	36.1%	
羽越	2		9,898,327円	9,898,327円	円	9,898千円	4,949.0千円	9,898,327円	4,949,327円	4,949,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	327円	0.0%	
羽越	3		1,711,878円	1,711,878円	円	1,711千円	855.5千円	1,711,878円	856,378円	855,500円	99.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	878円	0.1%	
羽越	4		15,709,117円	15,709,117円	円	15,709千円	7,854.5千円	21,090,666円	13,236,166円	7,854,500円	59.3%	5,081,864円	38.4%	0円	0.0%	299,802円	2.3%	
羽越	5		8,708,836円	8,708,836円	3,483,534円	3,483千円	1,741.5千円	14,329,385円	12,587,885円	1,741,500円	13.8%	5,620,549円	44.7%	0円	0.0%	5,225,836円	41.5%	
合計			52,595,790円	52,595,790円	12,359,051円	39,676千円	19,838千円	72,781,527円	52,943,527円	19,838,000円	37.5%	19,886,052円	37.6%	0円	#DIV/0!	13,219,475円	25.0%	

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部	(責任者役職・氏名) 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部乗合バス課	(責任者役職・氏名) 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和6年度)

実態調査日 令和5年10月10日・11月13日・令和6年1月11日・2月9日・3月9日・4月14日・5月13日・6月11日・7月10日・8月8日・9月13日 実施

申請番号	運行系統名	運行系統			年間輸送実績							経常収益		経常費用	平均乗車密度算定			備考		
		起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人×キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)	計(B)+(D)+(E)	1系統当り経常費用(円)	運賃改定前適用の平均乗車密度×日数	運賃改定後適用の平均乗車密度×日数		平均乗車密度(F)(円)	平均乗車密度(B)/(C)/(F)(G)
第1号	六日町～小出	六日町駅前	魚沼基幹病院新園道・小出駅	魚沼市役所前	27.3	5.8	43,044	9.2	396,004.8	12,086,186	119,310.6	93,495	60,489	12,240,170	40,818,541	29.98	3.3	19.1	有・無	
第2号	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	8.9	71,347	12.0	856,164.0	30,630,460	121,154.3	236,949	153,300	31,020,709	41,449,309	35.44	7.1	63.1	有・無	
第3号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.3	35,084	13.3	466,617.2	15,993,436	50,183.1	123,721	80,044	16,197,201	17,168,642	33.91	9.3	30.6	有・無	
第4号	湯沢～森宮野原	湯沢車庫前	清津峡入口	森宮野原駅前	40.0	4.0	34,449	17.2	592,522.8	17,969,245	117,120.0	227,046	93,272	18,289,563	36,518,015	29.87	5.1	20.4	有・無	
第5号	小千谷～小出線	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	24,210	7.3	176,733.0	5,104,481	65,750.0	39,486	25,547	5,169,514	22,494,390	28.15	2.7	12.4	有・無	
合計					133.4		208,134			81,783,808	473,518.0	720,697	412,652	82,917,157	158,448,897					

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部	<small>(責任者役職・氏名)</small> 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	<small>(担当部門の名称)</small> 乗合営業部乗合バス課	<small>(責任者役職・氏名)</small> 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和5年度)

実態調査日 令和4年10月11日・11月14日・12月14日・令和5年1月12日・2月10日・3月11日・4月9日・5月8日・6月13日・7月12日・8月10日・9月8日 実施

申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定				備 考
							輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人× km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 の平均乗率×日数 + 運賃改定後 適用 の平均乗率×日数 総適用日数	平 均 乗 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B)/(C) /(F) (G)	輸送量 (A)×(G)	
第1号	六日町～小出	六日町駅前	魚沼基幹病院 新園道・小出駅	魚沼市役所前	27.0	6.5	37,266	9.0	335,394.0	10,444,991	130,573.5	28,286	591,582	11,064,859	42,461,196	29.94	2.6	16.9	有・無	
第2号	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	8.9	66,270	12.1	801,867.0	28,692,096	129,599.5	77,702	1,625,061	30,394,859	42,144,461	35.44	6.2	55.1	有・無	
第3号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.3	32,589	13.4	436,692.6	14,935,231	52,797.4	40,446	845,901	15,821,578	17,169,186	33.91	8.3	27.3	有・無	
第4号	湯沢～森宮野原	湯沢車庫前	清津峡入口	森宮野原駅前	40.0	4.0	29,645	18.0	533,610.0	16,315,835	116,800.0	156,597	1,392,934	17,865,366	36,114,559	29.87	4.6	18.4	有・無	
第5号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	27,501	7.3	200,757.3	5,845,557	84,250.0	15,830	331,080	6,192,467	27,397,257	28.15	2.4	11.0	有・無	
合計					133.1		193,271			76,233,710	514,020.4	318,861	4,786,558	81,339,129	165,286,659					

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗率、停留所相互間総運賃額:停留所相互間総キロにより単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部	(責任者役職・氏名) 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部乗合バス課	(責任者役職・氏名) 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和4年度)

実態調査日 令和4年1月21日実施 令和4年6月17日実施

申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	年間輸送実績				経常収益			経常費用 1系統当り 経常費用 (円)	平均乗車密度算定				備 考	
							輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)		計 (B)+(D)+(E)	運賃改定前 の平均乗率 ×日数	適用 運賃改定後 の平均乗率 ×日数	平 均 率 (F) (円)		平均乗車 密 度 (B)/(C) /(F) (G)
第1号	六日町～小出	六日町駅前	魚沼基幹病院 新園道・小出駅	魚沼市役所前	27.0	6.8	48,034	10.1	485,143.4	13,287,587	137,314.2	39,137	1,225,171	14,551,895	42,357,310	26.89	3.5	23.8	有・無	
第2号	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	9.7	72,082	12.3	886,608.6	29,184,494	141,611.9	85,961	2,690,934	31,961,389	43,683,022	32.41	6.3	61.1	有・無	
第3号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.5	25,425	12.9	327,982.5	10,245,774	46,405.4	30,178	944,703	11,220,655	14,314,673	30.95	7.1	24.8	有・無	
第4号	湯沢～森宮野原	湯沢車庫前	清津峡入口	森宮野原駅前	40.0	4.0	21,591	14.2	306,592.2	8,797,489	116,800.0	112,168	978,267	9,887,924	34,257,439	29.87	2.5	10.0	有・無	
第5号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	5.3	36,357	7.9	287,220.3	7,421,611	96,900.0	21,859	684,304	8,127,774	29,890,743	25.32	3.0	15.9	有・無	
合計					133.1		203,489			68,936,955	539,031.5	289,303	6,523,379	75,749,637	164,503,187					

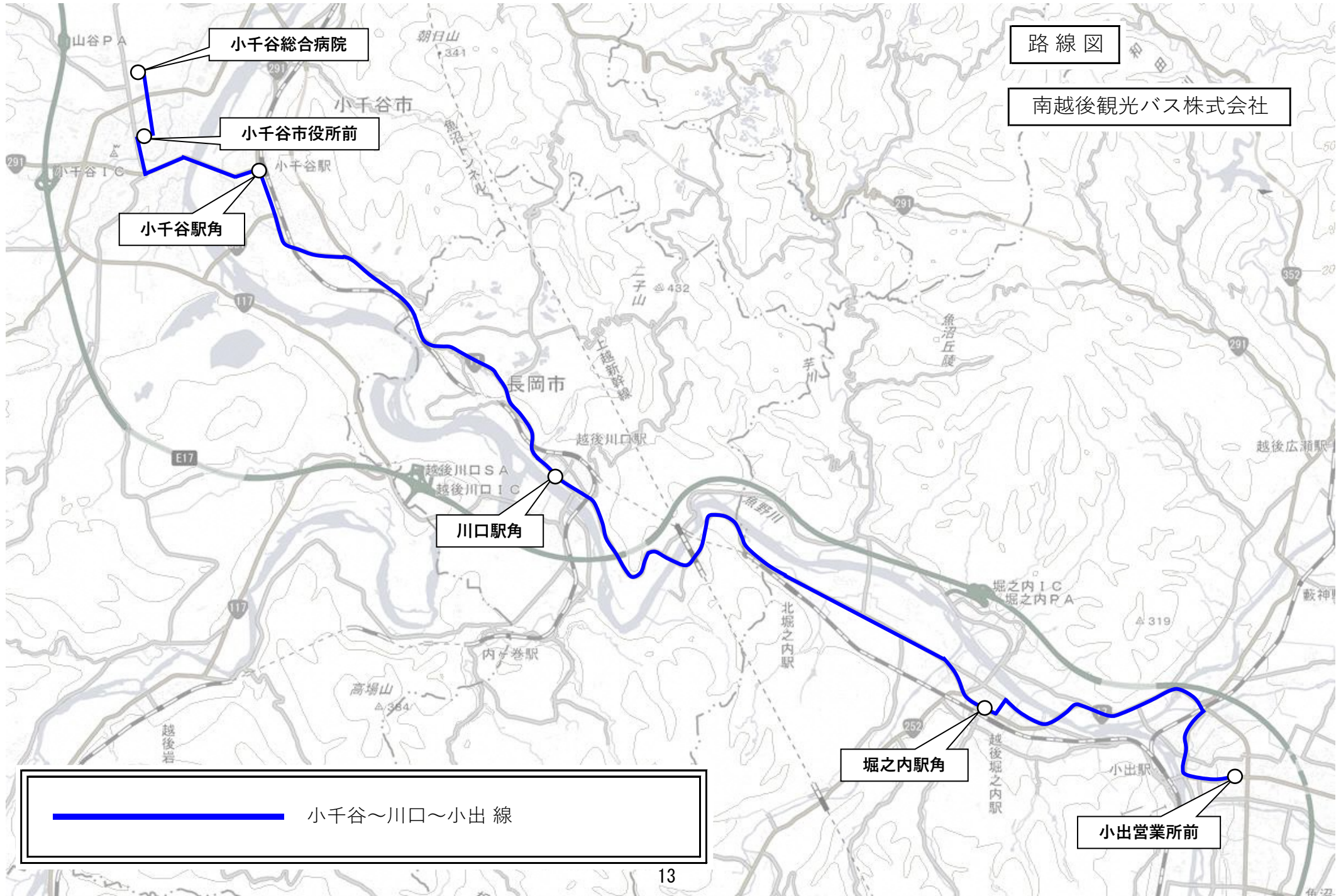
[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均乗率、停留所相互間総運賃額:停留所相互間総キロにより単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表3 運行回数3回以上の要件緩和を希望する系統の概要

南越後観光バス株式会社

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
5	小千谷～小出	当該路線の利用者の大半は小千谷市内への通勤通学または小千谷総合病院への通院用途であり、土曜・日曜・祝日を運休としても影響は少ないものと考えます。	0	0

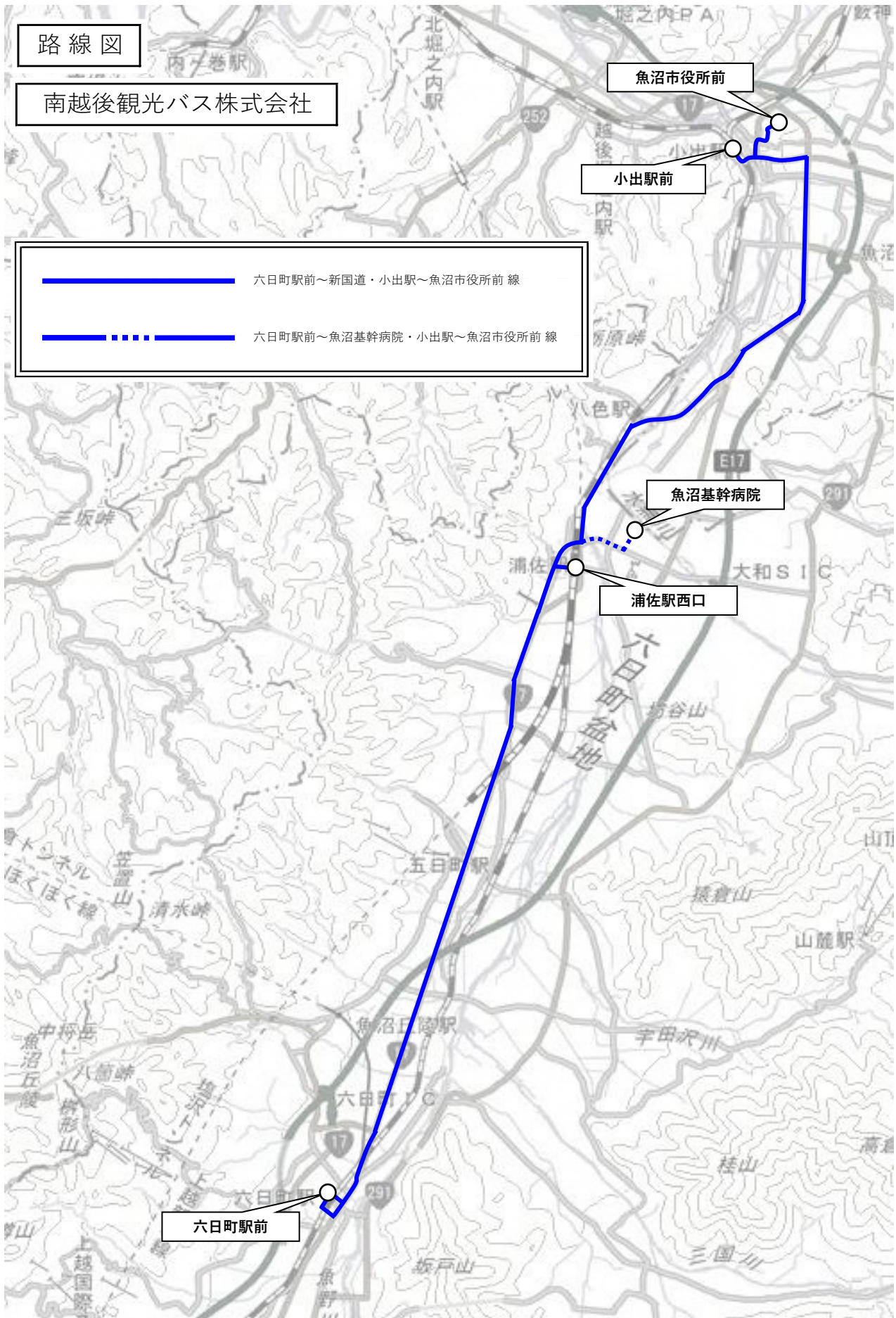


路線図

南越後観光バス株式会社

六日町駅前～新国道・小出駅～魚沼市役所前線

六日町駅前～魚沼基幹病院・小出駅～魚沼市役所前線



別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期	
新潟県	南越後観光バス株式会社	1	六日町～小出	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定	
	南越後観光バス株式会社	2	十日町～中里～津南	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定	
	南越後観光バス株式会社	3	十日町～宮中～津南	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定	
	南越後観光バス株式会社	4	湯沢～森宮野原	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定	
	南越後観光バス株式会社	5	小千谷～小出	⑤⑦	南越後観光バス株式会社	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和8年1月頃までに検討	令和8年4月実施予定	
						15			

系統毎の取組
<p>系統見直し</p> <p>①複数系統を統合するなどによる輸送量の向上</p> <p>②運行経路(路線の短縮)の見直し(路線の短縮)</p> <p>③コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(系統見直し)</p> <p>④その他()</p>
<p>ダイヤ調整</p> <p>⑤競合路線との時刻調整</p> <p>⑥コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(ダイヤ調整)</p> <p>⑦ダイヤ改正(路線バスとの乗継ダイヤの設定)</p> <p>⑧その他()</p>
<p>貨客混載、混乗化</p> <p>⑨物流事業者と連携した貨物輸送</p> <p>⑩その他()</p>
<p>運賃、企画乗車券</p> <p>⑪1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大</p> <p>⑫ノーマイカーデーを実施し実施日は1割引きの運賃を設定</p> <p>⑬ICカードの普及促進</p> <p>⑭免許返納者に対する割引を導入し利用促進</p> <p>⑮乗継割引実施により利便性を向上させ利用促進</p> <p>⑯その他()</p>
<p>イベント、観光、広告宣伝</p> <p>⑰観光施策との連携による利用促進</p> <p>⑱子供向けの「乗り方教室」、老人クラブを対象に高齢者向け「乗り方教室」を実施</p> <p>⑲商業施設のイベントと連携した需要喚起</p> <p>⑳広告(ポスター、車体ラッピング)による収入増</p> <p>㉑バス路線マップの作成及び配布による利用促進</p> <p>㉒その他</p>

魚沼市地域公共交通計画の策定について

■地域公共交通に関する新たな計画

○魚沼市における交通計画の変遷

- 1 地域公共交通総合連携計画（平成 22 年度～平成 27 年度）
- 2 地域公共交通網形成計画（平成 28 年度～令和 2 年度）
- 3 地域公共交通計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

○新たな計画「地域公共交通計画」（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）

本市の公共交通施策に関するこれまでの取組の現況や課題の整理を行い、地域公共交通体系を再点検し、社会情勢の変化や地域の特性に応じた、今後 5 年間の新たな計画を策定する。

■計画策定のスケジュール

○年度内に「魚沼市地域公共交通計画」を策定する。

○年内に概ねの素案である「魚沼市地域公共交通計画」を策定し、1 月上旬～2 月上旬でパブコメを実施し、2 月下旬に協議会で成案とする。

※上記の期日で策定するため、各段階で協議してもらう場を設け、年間 5 回の協議会を予定している。

■協議会の実施時期と協議内容(案)

	実施時期	協議内容（案）
第 1 回協議会	令和 7 年 6 月 26 日	○計画策定の目的・スケジュールの確認
第 2 回協議会	令和 7 年 9 月中旬	○現況と課題の整理 ○アンケート結果の整理 ○施策イメージ、基本方針(案)の協議
第 3 回協議会	令和 7 年 10 月中旬	○施策の具体案、目標の評価指標(案)の協議
第 4 回協議会	令和 7 年 12 月上旬	○パブコメにかける地域公共交通計画(案)の協議
第 5 回協議会	令和 8 年 2 月下旬	○パブコメの意見を踏まえ修正した案を協議し、成案

この他に、令和 7 年 8 月上旬に関係事業者から施策イメージ等に対するヒアリング・協議等を予定しており、その後も必要に応じ継続していく。